

参議院大蔵委員会會議録第十九号

昭和三十三年三月二十五日(水曜日)
午後二時三十九分開会

出席者は左のとおり。

委員長 新谷寅三郎君
理事 柴田 榮君
西川甚五郎君
成瀬 幡治君
渋谷 邦彦君
天田 勝正君

委員

大竹平八郎君
川野 三曉君
栗原 祐幸君
佐野 廣君
林屋亀次郎君
日高 広為君
柴谷 要君
野々山一三君
野溝 勝君
鈴木 市藏君

政府委員

大蔵政務次官 齋藤 邦吉君
大蔵大臣官房 松井 直行君
財務調査官 大蔵省主税局長 泉 美之松君
事務局側 常任委員 坂入長太郎君
会専門員

本日の會議に付した案件

○所得税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
○法人税法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)
○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、以上三案を一括議題といたします。

所得税法の一部を改正する法律案は、昨日衆議院から送付せられ本委員会に付託せられました。

なお、本案は衆議院において修正議決せられております。この際、衆議院における修正点の説明を便宜政府委員から聴取することにいたします。泉主税局長。

○政府委員(泉美之松君) それでは、便宜私から、衆議院におきます所得税の修正点について申し上げます。

修正の箇所は、十一條の八にござい、ます。今度の改正で設けようとした損害保険料控除について修正をいたしましたのでございます。その修正の箇所は二点でございます。一点は、先般

ここでも御説明申し上げたと存じますが、今回設けようとしたしております損害保険料の控除のうち、保険期間または其済期間が政府原案におきましては十五年以上のものを長期損害保険契約といたしまして、これにつきましては控除額を引き上げておいたのでござい

ますが、まず最初に、その保険期間または其済期間が「十五年」となっておりますのを「十年」に修正いたしました。十年以上のものを長期損害保険として控除限度額を引き上げるといふのが一点でございます。いま一つは、その長期損害保険契約につきましては、控除限度額を「五千元」といたしておいたのでございますが、これを「二万円」に修正する、この二点でございます。

その理由といたしましては、こういった長期損害保険につきましては、民間の保険会社が昨年から二社始めたのでございますが、それ以外は農業協同組合などで建物更生共済といふのをやっております。それがかなり長い実績を持っております。民間のほうはまだ始まったばかりで、統計的な基礎なども、統計資料も十分に得られないのでございますが、そこで政府原案におきましては、まあ従来の建物更生共済の数字を基礎にいたしまして、十五年以上のものといふのを長期保険といたしておいたのでござい

ますが、その後実情を調べてみますと、十年以上のものの数が相当多いのでございます。その点からいいますと、十年、十五年、二十年、二十五年、三十年、こういった期間のものがあるわけでありまして、十年以上のものの件数が相当多々ございますので、十年以上のものを長期保険と認めるというこ

とに修正されたわけでございます。いま一つは、長期損害保険の損害保険料控除が五千元と政府原案はいたしておいたのでございますが、これは従来の建物更生共済の平均共済金額といふのを調べてみますと、それが三十七万円程度でございます。その後の金額の伸びを見ましても、一保険当たり四十万円程度、そういうところからその保険料を計算いたしましたので、さらに農家の住宅部分、農家の事業用の部分は、これは農業所得の計算上損金に算入されておりますので、農家の住宅部分について今度新しく損害保険料の控除の対

象になります。その分として計算してみますと、五千元程度でいけるのではないかと、五千元に上げておいたのでございますが、先般申し上げましたように、短期保険につきましては平均保険額は六十九万九千円になっております。それとバランスを考えると、建物更生に比べて、建物更生に比べて、平均共済金額はそうなっておるかもわからぬけれども、短期保険とのバランスからいって適當でない。したがって、そのバランスから見て、保険料を計算してみると、一万円ぐらいに引き上げる必要がある、こういうことから修正が加えられたのでございます。

その結果、十一條の八の第一項第一号のカッコ書きの中、これは長期損害保険契約の損害保険料と短期の契約の損害保険料と両方あった場合の規定でございますが、短期の分が二千元をこえ、それから長期の部分が八千円未満であるときには、その短期の部分につ

いては二千元が限度でございまして、したがって、その二千元と長期の分を加えた額が一万円以内になるわけでございますが、それを短期と長期と両方がある場合の限度額にする。そうしてそれ以外の場合には一万円が限度額になる、こういう規定になっているわけでございます。

十一條の八にさういう修正を加えた結果、別表六の年末調整の際、損害保険料の控除は、給与所得者につきましては、生命保険料と同様に、年末調整の際に控除することになります。で、別表六の年末調整の際の簡易税額表の場合、課税給与所得金額を計算いたしました場合にやはり損害保険料の控除を引きますので、そのところを「五千元」とあるのを「一万円」、「三千元」とあるのを「八千元」に直すとい

うことになるわけでございます。それからまた、附則第三條の三十九年分の所得税の諸控除についての読みかえ規定がございまして、ここにおきまして、損害保険料の控除は、三十九年分の所得税につきましては四月一日から控除を引き上げることになりますので、平年分の四分の三の控除になるわけでございます。したがって、従来五千元とありましたのを一万円に直しますと、その四分の三は七千五百円になりますので、従来「三千八百円」とありましたのを「七千五百円」に直す。それから、長期、短期と両方ござい

ます場合の長期の八千円というのを、長期の三千元というのが四分の三

で二千三百円になっておったわけでございますが、それが先ほどの十一條の八で「八千円」と修正されましたので、そういたしますと、三十九年分は八千円の四分の三の「六千円」になる、こういうことになるわけでございます。

それから、一番しまいに、三十九年分の年末調整を行ないます際は、改正法の附則別表の二が使われることになります。そこで、その分について「五千円」というのを「二万円」に修正して、その四分の三の「七千五百円」に修正するというふうに、これは十一條の八の規定を修正いたしましたことかから自動的にそういう計算になってまいるわけでございます。そういう修正が行なわれたわけでございます。

○委員長(新谷實三郎君) これより三案に対する質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言願います。

○天田勝正君 本来は野々山委員の質疑の続行であるべきなものであります。野々山委員要求の資料がまだ出されておられませんので、私から質疑いたします。

そこで、まず最初に聞きますが、山林所得の計算でございますが、これは今度いささか軽減されたようになっておりますが、実をいいますと、山林所得というのは経費の見方によって、税率を下げて増税にもなれば、なかなかこれはややこしい本来性質を持つてゐる。そこで、私はこの法文で書かれたのはこのとおりとして、問題は、経費を差し引いた金額に対して控除幾らにする、そして税率をかける、こういうことで、まずその前にある経費、これが非常にポイントになると思う。そ

こで、この経費の見方というのは、この際改めるのか改めないのか。それから、改めないとしたら、いままで経費の見方というのはどのようになっておるか。少しばくたる質問ですが、それをひとつお示し願いたいと思います。

○政府委員(泉美之松君) お話のように、山林所得と申しますのは、植林をいたしましてから伐採するまで非常に長い年数を要するわけでございます。したがって、その間の植林費、それから管理費、伐採費等の必要経費の計算が、何ぶん長い間のことでございまして、その間物価騰貴等もございまして、この必要経費の計算が非常にやっかいでございます。その点はお説のとおりでございますが、そこで、まあ山林所得につきましても、租税特別措置法の第三十條に概算経費控除の制度が設けられておるのでございまして、

一々の山林につきましても、まあものによって違ふと思いますが、三十年とか四十年前にさかのぼって当時の植林費が幾らであつて、その三十年なり四十年たつ間の管理費が幾らという計算はとうてい実行できませんので、そこをからいたしまして、伐採または譲渡した場合の収入金額を基準にいたしまして、概算的な経費が幾らであるというのをきめておるのでございまして、これは年々定めることになっております。これは三十八年分の山林所得の概算経費につきましても、そういう伐採または譲渡の収入金額の百分の三十ときめてございまして、したがって、そういうわずらわしい計算をすることなく、その百分の三十を経費として引いた残りが所得になります。

その所得から、今度の改正によりまして、その残りの所得が三十万—従来でございますと、十五万円しか控除しなかつたのでございまして、今度は三十万円。その残りの所得が三十万円未満のときには課税しない。また、三十万円から四十五万円までの間におきましては、その控除額を引き上げます。たとえその所得が四十万円といふと、六十万円から四十万円を差し引きまして二十万円を控除することになります。そうすると、四十万円から二十万円を引きました二十万円が課税所得になります。これを五分五乗するということになるわけでございます。もともと、その山林の経費控除の所得が四十五万円をこえますと、以上の場合におきましては、従来どおり十五万円引くということになるわけでございます。

○天田勝正君 私がこの質問をするのは、本来農山村が所得格差が激しくなりつつある。そこへ山林所得者といえども、大部分は山林だけに依存できない。精一ぱい四、五町歩、平地ならばやと二町足らずというところで、一ぺんにどかつと金が入るがごとくに見えるけれども、ならしにすれば貧農に属するたぐいの方が多い。こういうことで、そこで減税されることはまことにけっこうでありますけれども、経費の見方によつてはえらいことになつてゐる。

そこで、いまのお話聞きますと、三十九年度分もまだきまつておらないようです。毎年きめるのですから、まだきまつておらない。ところが、ここ数年自家用労働でやるにしましても何にしましても、どっちにしても、ものすごく人件費が上がつておるのです。

ね。はたして従来どおり百分の三十を経費と見ればよろしいのかどうか、これははなはだ疑問のあるところだと思ふんです。で、この点で経費の見方—これは法律以前の問題ですから、いかにしても行政措置ができるかといふと思ひます。そこで、この際その方面で、少しくやはりこれを改定する必要があるのじゃないかという気が私としてはするのですが、いかがですか。

○政府委員(泉美之松君) 山林所得としては、先ほど申しましたように、毎年その概算経費率というものをきめることにいたしておるのでございまして、その際におきましては、お話のように、最近人夫賃などがふえまして、伐採費が非常に高つておられます。そういった状況を加味いたしてゐるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、この伐採または譲渡による収入金額に対して一定の率できめております。そこで、伐採費などが上がりまして、同時に材木の値段も御承知のとおりずいぶん上がつておられますので、したがって、伐採費などの値上がりやずいぶん考慮いたしてはおるのであります。収入の金額のほうも上がつておりますので、比率として見ましては百分の三十でも少し甘いといったような感じになつてゐるのであります。しかし、お話のとおり、そういう点につきましても、その年の経済情勢によつて動くこととございまして、三十九年分につきましても、いづれ来年の申告時期までに、そういう三十九年中の山林所得の実態というものを把握いたしまして、概算経費率の率というものをきめなければならぬ、かように

考えており、そういう点におきましては、お話のような点を十分考慮しまして、計算をすべきだと思つております。

○天田勝正君 そのお話の甘い辛い、それは実は試算をやるうと思つたのできかないので、八十年ぐらいたつてきかないという始末なんです。その当時の帳簿もないし、また少しでも農業簿記をやるうという人が出てきたのは、これは戦後二十五年、六年ごろからでして、ですから、正直、当人に聞いたつてもこれはわからな。それで、税の専門家がよろこぶくらいだらうといへば、反駁する用意が片方ないのですから、結局、はいさやうでございますかという事になつちやうでございます。そういうことで、じゃ、われわれがここで議論して、どういう案があるかといへば、特別のものも実際ない。そういうわけ、結局これはやや近似値に近いものを出すということになれば、その道の専門家の意見をまとめる、これしかないのですが、この年にきめる際には、そういう人たちが何か審議の場に入れるとか、そういう処置はしておられるのですか、どうですか。

○政府委員(泉美之松君) その点につきましては、全国森林組合連合会というのがございまして、そこにそういう関係の専門の方がおられますので、そういう方々と御相談をいたしましてきめることにいたしておるのでございます。

○天田勝正君 そうしていまのところは、その話し合いの中から、別段—今度の税法改正にあつて、三十九年度の経費見積もりをする場合に、従来

○政府委員(泉美之松君) 三十九年分の概算経費控除率は、来年の一月ごろにきめることとなります。三十九年分について二月十六日から申告するわけ

これにも教育または科学の振興をはかる見地から寄付した場合にはこの恩典だということなんでしょうか。そうではないのでしょうか。いかがですか。

○天田勝正君　それならば、まあ先の
ことですから、はたして局長が言われ
るように、木材が上がるか上がらない
か、その木材のテンポと経費の見方の
テンポとが、上がるにせよ下がるにせ
よ、テンポが合っていればよろしい。
合っていないときが問題なんです。か
ら、そういう合わないという状態のな
いように、その際注意をしていただき
たい。これは希望をいたしておきま
す。

令か何かに規制されておるのであらう
と思うのです。その部分が、どれにも
これにも教育または科学の振興をはか
る見地から寄付した場合にはこの恩典
だということなんでしょうか。そうでは
ないのでしょうか。いかがですか。

○政府委員(泉美之松君) この寄付金控除の対象になりますのは、特定寄付金ということになっておるわけでございしますが、その特定寄付金の範囲につきましては、所得税法の施行規則の第六条の三というのにございまして、まず国または地方公共団体に対して行なう寄付金、したがって市町村立の学校とか、あるいは県立の学校、こういうふうなものに対する寄付金あるいは府県、市町村自体に対する寄付金は、これは全部特定寄付金の対象になるわけでござい

います。それから、その次は、民法三十四條の規定によつて設立されました公益法人などに対して行なう寄付金で、「当該寄付金が広く一般に募集され、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられるものと認めて、大蔵大臣が指定したもの」ということになっておりまして、これは個人、法人が寄付を行ないます場合に、大蔵大臣

が指定した寄付に該当するものが特定
寄付金になるわけでございます。その
目的は「教育又は科学の振興、文化の
向上、社会福祉への貢献その他公益の
増進」ということになっております。
それから、そのほかは、理化学研究
所、日本原子力研究所、農業機械化研
究所、日本てん菜振興会、日本科学技
術情報センター、私立学校振興会及び
日本育英会、これに対する寄付金は特

術に関する知識及び思想の総合的な普及啓蒙」、「學術に関する研究」、「学校教育に對する助成」、それから「學生若しくは生徒に對する學費の支給若しくは貸与又はこれらの者の修學を援助するための寄宿舎の設置運営」、こういった場合に特定寄付金になるわけです。それから「私立學校法第三条に規定する學校法人」、これは學校の設置を主たる目的とするものに對する寄付金、これはやはり特定寄付金ということになつてゐるのであります。それで、大

蔵大臣が指定しなければ動かないものと、それから指定しなくても動くもの、こういう二通りに分かれております。

○天田勝正君　その後段の、大蔵大臣が指定しなければ動かないという部分について、その手統は結局募集者がその申請を行なう、こういう形でしょう、形は。

○政府委員（泉美之松君）　さようでございます。募集する方が大蔵大臣の指

定をいただきたいということで申し出がございまして、調べまして指定をいたすことになっております。

○天田勝正君　そうしますと、その募集金額の範囲内で許可するというふうになるとありますが、その募集金額は、必要とする金額をこえようが何であろが、これは悪いことばですが、つじつまが合っていれば許可するということになりますか。

は法人から寄付を集めるということになるわけであります。場合によりまして、寄付金を集めている間に建築費など、値上がりしまして、当初予定しておった金額ではまかなえないという事態を生ずる場合もございます。そういう場合におきましては、その後、当初五千万円で予定して募金をしたけれども、五千万円では済まないで六千万円になったから、総額を六千万円に直して募集をいたしたので、そのように変更してくれという依頼状をいたす

だきました場合には、それに応じて総額の、これは告示をいたしておりますので、告示を直すことにしております。

○天田勝正君　そこで、いずれにせよ、諸外国においてはこの寄付行為はかなり慣習化している。恩典があるなしにかかわらず慣習化している。そこで、それはしかも恩典を与えるというのですからけっこうなことでありますが、これは税額控除なんですね。税額控除

ですから、恩典といえどもかなり恩典にもなる。しかし、支出をする側から見れば、やはり百出したものは百で、それの恩典はまあ七十なり八十なりだということになって、そこをどうも規制するのはいかかであらうかという議論がやはり出ると思います。一面から申しますと、税額控除でなくて所得控除のほうが寄付がしやすいという場合もあり得る。いま質問でお聞きしました

りますけれども、そうでないのでありますから、しからば私は二通りに控除したらどうかという考えを実は持っているのです。税額控除もあってよろしいし、それは少額寄付者は税額控除のほうで確かに有利なんですから、寄付はしやすい。名目が立てば寄付しやすい。しかし、多額の寄付を求める場合には、今度は逆に所得控除のほうがよろしいのではないか。何かそれじや当人の寄付というものの自体がずいぶん曲げられるようなことになりはせぬかと

いう、きつと大蔵当局の考えだらうと思ひますけれども、しかし、いずれにせよ、政府がいろいろ学校やら何かに補助しなければならぬ分が、寄付でまかなえるのですから、税で吸ひ上げて政府が出すというよりも、手つとり早く、しかも自由に使える。そういうものを恩典といへば、すべてのものに恩典を与えてもいいくらいに考える。それですから、いかがですかね、局長限りで答えるのは、あるいは政府部内で

文句を言われるかもしれないけれども、私はそう思うのですよ。所得控除もやるべき面にはやったってよろしい。そうしたら、一人の人がどんと学校に寄付しちやって、アメリカあたりではそうでしょう。その人がなくなれば、資産も家族がやつと食べる程度という状況です。いまそれを引き出す立場に日本はあると思う。できるならば、私立というような学校、あるいけ

特殊な研究所、そういうものは特色のあったほうが私は望ましいと思う。いつでもどこからかにらまれているということとでなく、研究もできれば学問もできる。これは説明が長くなって恐縮ですが、そういう意味からしても、所得控除もあり、税額控除もある。税額控除のほうは、かなり貧しい人でも多少額の寄付が、いふなれば気楽にできる、こういう効果がある。この点どうでしょうかね。

○政府委員(泉美之松君) 御承知だと思いますが、寄付金控除の制度は昭和三十七年度から初めて所得税については設けられたのでありまして、法人税のほうは以前から寄付金の損金算入限度額という制度がずっと前からございますが、所得税につきましては寄付金控除の制度を設けましたのは三十七年かからであります。その際に、お話のように、税額控除でいくべきか、所得控除を認めるか、いろいろ問題になったのでございます。お話のように、外国では、国によって違いますが、税額控除の国と所得控除の国と両方ございまして、所得控除の場合におきましては、お話のように、所得のきわめて多い人、そういう人から寄付をいただくには所得控除でやったほうが寄付を出しやすい、こういう点は確かにあるのでございます。ただ、たとえて申しますと、日本では課税総所得金額六千万円をこえたした所得税の税率は七五％になっております。したがって、そういう方が寄付をする場合に所得控除でありますと、寄付された額のうち七五％分は実は所得税で納めるべきであったのを所得税を納めないで寄付に回す。したがって、御本人が出した分は二

五%、これに御承知のとおり住民税が加わりますので、それを計算に入れますと、国または地方が税金でいただく部分であったのがたとえ八〇%、最高限八〇%になっておりますが、八〇%、その部分を寄付に出された。御本人が負担したのは二〇%だ、こういう計算にもなりまして、いかにも寄付したと。それによってその寄付目的の事業が盛んになることになれば、国が税金でまかなわなくても済む点が出てくるから、それでもいいじゃないかかというお話もあらうかと思えます。現に外国でそういうことをやっておるのでもございますから、そういう考え方も十分あり得ると思うのでございますが、ただ、所得控除の制度にいたしますと、いかにも所得の大きい人にとって大きな恩典になりはしないか。そういう点を考えまして、現在のところ税額控除にいたしておるのであります。しかも、税額控除に際しまして、二〇%という税率で考えておるわけですが、これはいかにも小さ過ぎるという非難がございましたので、今上積み税率三〇%という計算にいたしましたのであります。しかし、それにいたしましたとしても、お話のように、所得のたし上積み税率の高い人にとっては三〇%というのはたいしたことじゃないののだ。したがって、所得控除の制度をぜひ設けてもらいたいという要望もたくさんございます。

そこで、これらの点につきまして、外国とわが国とではちよつと寄付の事情が多少違うことは御承知のとおりでございます、外国でございますりと、私立学校その他に対しまして相当個人的な寄付が多いわけでございます。

が、日本では指定寄付金の制度というのは、どちらかといいますと、寄付をお断りする手段に使われやすい。寄付をもらいたいのなら指定寄付にしてみたらいいじゃないというふうになりがちであります。その点、多少寄付する場合の態様が違っておるのであります。そういった所得控除でいくべきか、税額控除でいくべきか、またお説のように税額控除と所得控除と両方かみ合わせていく場合、その場合にはどこら辺で限度を設けるべきか、今後なお検討すべき点が多いように考えておるのであります。三十七年から設けたばかりでございますので、その後の実態というものを十分調査して、今後検討したい、かように考えるのであります。

○天田勝正君　これ以上根本論で局長と議論をしても、むしろ迷惑だと私も考える。ただ、七五％は所得税で吸い上げられる部分なのが、当人が寄付したことになっちゃう、そういう見方でも、いかにもお役所式見方で、実際はそれを寄付するのじゃないのだから、それ以上のものを寄付するのだし、そして外国人と日本人の寄付の考え方が違うとおっしゃれば、いま現在私は違うと思う。しかし、もともと違っておるものじゃない。公共のものについては、ずいぶん資産を一銭もなくして寄付した例は、いままですらたくさんあったのです。ここ最近それがなくなっちゃったのであって、日本だって当初の私立ができるときには、みんな私財を投げうってやった。悪いことばでありますけれども、最近ば学校企業、初め学校を始めた人たちは学校企業なんじゃないもの考えたわけじゃない。も

のすごい貧乏の中から盛り立ててきた。だけれども、私立学校の例をあげて、歴史をひもといていた日には、時間がかかりますから、やめますけれども、そういうふうに寄付に対する考え方も日本人だつて変わつてきた。寄付して一文なしになるというくらいの方がどんどん出なければ、文部省ににらまれながら小さくなつてやる私立みたいになつてしまふのだし、この間、実は私立にもつとつと国費を出すという問題については私も注意して見ておきます。

明大総長の佐々木さんなどは、もうそれは反対です。反対というのが、金を出すべし、大学の授業については文部省口出すな、そんなこと言ったって日本ではできっこないのだから、むしろこれ以上もろわぬほうがいい。科学技術振興とか、そういう別の名目で出すものはおかしいけれども、私学援助という形はやめたがいい。ずいぶん強力なる意見のようでもあります。ですから、自由なる教育もできるし、かつは自由なる科学の研究もできるということについては、七五％恩典という考え方のほうがおかしい。片方は一〇〇％出すのですから、それがもう生涯の自分の仕事、こういう道は開いたほうがいいと思うのです。そういう根本論でありますから、とにかくいまもって考えるべきことはあるというお答えですから、この問題は局長とはこの程度にしておきます。

そこで、いま交際費の話が出ましたが、私はそれに関連して、個人の所得についてもひとつ別途の控除制度を設けたらどうかということをお聞きします。

が、それは法人におきましては、諸外国の例を見ても、多少の制限はありますけれども、やはり交際費というのが認められている。ところが、日本人の生活を見ると、大体交際費というものは一切世帯単位になっておりますね。これは事実です。その一軒の家で五人の人がそっくり働きに行くという場合でありまして、つとめ先の交際費は別として、それを除く交際の単位は何かというた、やはり世帯です。家です。それじゃ、世帯が十人おつて、その中で一人の人が世帯主、それも同じ家単位の交際です。そうすると、一軒五人働いていても、家単位の交際です。非常に税外のそうした支出というものが多いのです。ですから、そこを調節するにはどうしたらいいか。私は、やはり世帯控除という制度を設ける以外に道がないのじゃないか。現に私の身の回りでも四人も働いていて、それぞれ相当高給だという人がいる。しかし、それは一軒単位の交際だ。一軒単位でないのは、つとめ先でどうかということだ。ところが、かなり貧しくて一人しか働いていなくても、家でもあれば、家を持っているところから、一軒単位の交際だ。ほんとうはその理論からすれば、その倍額にして、五人のところは五倍にできるかというた、そうもいえない。それですかないか。これは一つの考え方ですよ。法人にも認めるのだから、個人にも認めるべきじゃないか。そのやり方は、別に結論づいていないけれども、私はそういう考えは浮かんでくると思うの

ですがね。そういうことで政府部内で議論されたことはありますか。

○政府委員(泉美之松君) お話のように、社会生活を営んでまいります上に、税金を支払うという見地、こういう大きな負担になるという事は、よくわかるのでございます。ただ、いままでの税法の考え方を申し上げますと、まあ所得に対して課税をする場合に、差し引くのは、所得を得るために必要な経費、したがって、事業所得者でございまして、その事業所得を得るためにいろいろな経費も必要になってくるわけでございまして、そういう事業を経営していく上において必要な経費は必要経費に認めましようということをやっております。したがって、そういう事業所得者と不動産所得者といったような場合に、限って交際費の控除を認めておりますが、給与所得者の場合には、まず第一に、必要経費ということを認めませんで、給与所得控除という中でそういう経費の概算的控除を含めて認めております。そのほうで処理をしておるのでございまして、したがって、給与所得者の場合におきまして交際費が支出されましても、それは社会生活を営んでいく上においての所得の処分として行なわれるものであるというふうに考えておるわけでございまして。

しかし、まあこの寄付金にいたしましても、生命保険料控除にいたしましても、あるいは損害保険料の控除にいたしましても、見ようによってはこれは所得の処分でございます。しかし、その所得の処分でございますが、それが寄付金とか、生命保険料、あるいは損害保険料という形になって行なわれま

すと、やはりその人の可処分所得の減少を来し、そうしてまたそういう少額の寄付金なり、生命保険、あるいは損害保険を奨励するという見地、こういうものがからみ合ひまして、こういう控除の制度を設けておるわけでございまして。したがって、交際費につきましても、所得の処分としての考慮すべきか、あるいはさらにいまして申し上げたようないろいろな控除と並んだ控除として考えるべきか、いろいろ問題のあるところだと思っております。

ただ、いまお話のございましたように、交際費というのは各人ごとのものでなしに世帯単位だということになります。それが実情だと思っております。そういう実情からいいますと、どのような控除にすべきかというのとはなかなか問題の存するところだと思っております。ことに給与所得者の場合に、そういう交際費の控除ということになりますと、なかなかやっかいな問題も出てくるのではないかと気がいたします。したがって、これをいままにわかにはどうするかという事は申し上げかねるのでございまして、しかし、事業所得者は事業を経営していく上、交際費は損金と認められる、しかし、そうでない人は交際費が必要経費に算入されないという点につきましては、今後なお検討すべき点があるというふうに考えるのでございまして。

○天田勝正君 これも、これから先にも議論になりますから、あまり深く言わぬほうがいいかと思っております。でも、つまりこの点こそ日本と外国と違うのです。外国の、言うなれば、交際はパーティ式でしよから、参加

しようとするまいとということなんです。日本の生活ですとね、私は実際見ているところ、一面からすると、生活保護を受けているのに、隣の家の葬式に要するものは所得の処分の一部なんだから、そうすると、生活保護を受けているのですから、所得の処分といつたて、よいい処分なんかできないという論理になるのです。論理は、ただで行けるかという、現実に行けない。そこで、じゃお祭りになると、なるほど格差はあります。一面何万円も寄付する人があっても、それらの人は百円でも寄付するということになる。

ほんとうは所得の処分ということになる。百円だって生活保護を受けている人は実はつき合えない。それがほんとうなんです。だけれども、それで済ませられるかという、実は済ませられない。それから、お祭りなんかの場合、これも諸外国なんかでは宗教に對する考え方が実にきびしいです。から、信じていない人に寄付しろとは言ってこない。日本では、ちっとも信じてない人もいなく、人々も平気で来るし、やるほうもやらなければ、子供を遊びに出してやれない、こうなる。自分は家へ引っ込んでいなければいいと言ったって、百円でも出さなければ子供を遊びに出すことができない。しょうがないから、出す、こうなるのです。これが日本の生活だと思っております。ですから、そういう国民の習慣というものもあるのです。

そこで、やはり私だって煮詰まっているのじゃないのです。なかなか問題があるのはよく知っているのです。しかし、ひとつそういう面も今後は検討して見る必要があるのではないかと

実際あまり四角ばったことを言う、生活保護を受けている世帯なんかは、子供を外へも出せないといううなことで、実は冷たくなつてやうと思う。税法の解釈で。そこで、生活保護を受けている貧しい人たちはいすれ困るじゃないかという議論も出てくる。その世帯交際費控除という概念が出てくれば、やはりこの生活保護の場合、たてその分はプラスをしてくれるとか、そういうふうには自然になつてくると思つて、やはりどんな貧しい生活していても、最低の近所づき合いといふか、それは欠かせないのだ。それでなければ、一人前として村も町も歩けないのだ。そうすると、その分だけそういう人たちはやはり、概念さえ認められればプラスする、こういふふうになる。私に夢みしたいなことを言うとおっしゃるかもしれないが、案外具体的だと思つて、政府でできないといふれば、私は税制調査会でどういふことにひとつ検討をお願いするとか、いかがです、こういふ考え方は、政務次官、一つの考え方だと思つて、政務次官、私としては。

○政府委員(泉美之松君) ただいまの御意見、私も非常に関心を持って承つたわけでございまして、先ほど主税局長から答弁申し上げましたように、將來十分検討に値するといつては失礼かもしれませんが、十分研究すべき内容だと思つたわけでございまして、今後とも十分検討させていただきますと思つたのでございまして。

○天田勝正君 まあ、きょうはこれぐらいにしておきましょう。そこで、次は、この給与所得者について、かねて九、六、四の原則なん

ていわれて、給与所得者は所得の九割までつかまれる、事業者は六割までつかまれる、農業者は四割までつかまれる、ということもいわれてきたのです。が、私はそのとおりとは思わないけれども、しかし、常識的に一番、悪いことばでいえば、ごまかしのきかないのは、これは給与所得者、何としたって一覽表で提出するのですから、まあせいぜい一割の分といえは出張でもするくらい、ところが関の山だと思つて、そこで、そういうことからいいますと、まあ今度の調査会の答申でも、控除部分——まあ一〇%、二〇%と分かれていきますけれども、その区分けをする金額がちよと十万円も違つて出てきている、いまの提出された法律はね。このくらいはせめて調査会の答申どおりということにはできそうなのだと私は思つて、すけれども、ここに差が出たというのは何か特別な理由がございまして。

○政府委員(泉美之松君) お話のとおり、給与所得控除の点につきましては、税制調査会の答申は、給与の収入金額から定額控除を二万円いたしまして、その残りの収入金額五十万円まで二〇%控除し、五十万円超は一〇%控除、そして最高十五万円、こういう答申になつておつたわけでございまして。

ところで、政府のほうで減税案を作成する段階になりました、いろいろ検討いたしますと、この税制調査会の答申にない配当課税でありますとか、あるいは証券投資信託の収益分配金の分離五%課税であるとか、そのほかの税制調査会の答申にない租税特別措置をいろいろ実施するということになりまして、減税財源全体との関係からいたし

まして、税制調査会の答申のうちから約九十四億ほどの財源をひねり出さなうことになりまして、そこで結局税制調査会の答申事項のうち、この給与所得控除につきまして、定額控除後の給与の収入金額、まあ従来どおり四十万円まで二〇%、四十万円超一〇%、ただし最高は従来十二万円でありましたのを十四万円にする、こういうふうな、まあ税制調査会の答申を修正いたすことになったのでございます。

で、そのうち給与の収入金額のうちから定額控除した後の金額五十万円まで二〇%の控除を行なうことによる減収がおおむね六十億円、それから最高限の十五万円というのを十四万円にすることによって約三十五億、合わせまして九十五億、正確には九十四億でございまして、九十四億ほど財源をひねり出したのでございます。ただ、事柄の性質といたしましては、お話のように、給与所得につきましては、他の所得者とのバランスからいいますと、給与所得控除というの、ほかの所得の場合には必要経費が控除されるのに、給与所得を得るためだけに必要経費があるの、それは一々引くのはたいへんだからというので、給与所得控除という概算控除の形になっている。しかも、それについてはかなり押えられておいて、ほかの所得者とのバランスからいうと、もっと給与所得控除を上げてほしいという要望が強いわけでございます。そういう点からいいますと、このような修正を施すことにつきましては、私ももとよりいろいろ苦慮いたしたのでございます。全体の減税、財源の計画やむを得ずこのよ

うになったのでございます。この点につきましては、今後所得税の改正をする機会がございしますれば、優先的に実施いたしたい、大臣もかように申しとおるのでございます。

○天田勝正君　まあいまの答弁はまことに正直に言われたので、あとはもう、一体五十二万円になるべきもの、四十二万円になったのは何事だというふうなことになるので、これも大臣が出席のときに、一体、すりかえて配当課税措置といったような、二%でも減税すると、こういうのはけしからぬという議論はあとにすることにいたします。

それで、次に事務的なことを私伺うのですがね。過日、なかなかよく資料を出してもらいましたが、ただ、一番最後のところをひとつお受け願ひまして、ここに今度の税改正に当てはまる耐用年数が書いてあります。で、全体のはまだ野々山委員からの出ると、思いいますが、私は——これも私の勘ですけれども、まあずっと古くは、耐用年数とは、ある機械とかにかく一〇〇の能率があげ得られなくなる、しかもそういう一〇〇の能率はあげられないけれども、まあまあ八〇%ぐらいあがける限りでは、これは耐用年数のうちにいるという概念だと思つたけれども、それが多少短縮されてきたけれども、今度はそうじゃないので、使えば幾らでも使えても、技術革新のために古くさいものを使っておつたら、もうとて世界の競争に破れ去るの、そこで使えるのに更新しなけりやならぬ、こういう思想をうんと入れていかなきゃならぬのじゃないか。そこで、

私はひょっとこれを見て、まあ自分では知っている範囲しか言いませんけれども、たとえばセメントの製造設備、これなんかも、わずかに二年しか短縮しないのですけれども、これはその新鋭設備をやると、従来の方式でやる人数を十分の一ぐらに減らしても、しかも生産は多いという実例があるのです。じゃ、その合理化のために首切りが行なわれるかという、とんでもない話なんです。それは需要のほうがおそろしく上がっちゃつておるので、首切りどころじゃなくて、その十分の一の人を雇うにも困難を来たして、おるというのが現状なんです。ですから、決して耐用年数を短くして、新鋭設備をつくり、そのことはまあ首切りなぞには、解雇なぞにはつながらないという実態から見ますと、私はむしろ耐用年数を短くすることによって、設備更新をこの面から刺激すべきではないか、そういうふうな考えておるわけですが、それから見るという、どうもセメント製造設備の十五年などはまだまだ長過ぎる。で、どうしても税金取り上げはこれは少なくなるので、これ以上はやらぬというならば、この税法と別途に、税の当局もやっぱり加はまけるわけにはいかぬから、他の融資等によつて刺激をする何かの措置がないか、もう立ちおくれていくのではなにかという心配をいたしております。

これは、まず聞くことは、今度の改定について、それぞれについて、耐用年数は全部専門家がこれよりよいという結論からこうなつたんですか。そうでなく、まあまあもともと改定した

のだけども、しかし、いまのところの国の財政上からはまあこの程度だということでおきめになつたんですか。どつちですか。

○政府委員(泉美之松君)　今回の耐用年数の短縮につきましては、まず第一に、この減税財源の確保からいたしまして、機械装置を中心に行なうこととして、全体で機械設備の耐用年数平均一割五分短縮するという目標をきめたのでございます。これはもっぱら減税財源から来ておるわけでございますが、この関係からいたしまして、耐用年数改定につきましては、各業界のこういう問題についての専門家の方にお集まりいただきまして、耐用年数改定委員会というのをつくりまして、そこでのいろいろ検討していただいたのでございます。お話のように、各業界からは機械設備の最近の陳腐化の状況、技術の革新の状況等からいたしまして、もっとも短縮してほしいといった要望もあつたわけでございますが、いま申し上げましたように、減税財源の確保で平均一割五分、したがって、まあそういった技術革新とか陳腐化の激しい業種あるいは輸出産業に大きく寄与しておる業種については平均より多くの割合、そうでないような企業につきましては平均あるいは平均以下ということにいたしました。このように改定案をつくつたような次第でございます。技術だけの点から申し上げますと、もっと短縮してほしいという要望はかなりございます。

ただ、これにつきましては、耐用年数だけでなしに、御承知のとおり、租税特別措置法におきましていろいろな特別償却を設けておりますので、あの

制度のほうの適用がありまして、耐用年数はともかくといたしまして、期首償却が非常にたくさん行なわれますので、そういった点で、実際問題としてこの耐用年数まで使わないうちに償却が済んでしまふという事例は相当多いのでございます。したがって、耐用年数だけで見るといけません。で、そういった特別償却と合わせて、そういった陳腐化した資産あるいは技術革新の激しい資産についての償却を考へておるわけでございます。

○天田勝正君　そこでね、過日この資料をそのことのために提出してもらつたんですが、しかし、一般的には合理的な機械、それから新築貸家、探鉱用機械、こういうことで、国産第一号の新鋭機といふものについては過日資料が提出されております。そういうわけですから、やっぱり全部のものにこれ適用されるといふのがよくなくて、それだけの規制のワタの中で適用されるのでしよう。ですから、やっぱりそうなるから、私は技術革新といふのがもう一般化さなきやいかぬという前提に立つておるのです、私のほうは。あなた方が特別償却で配慮したということについては、それはそのまゝなのだが、全部を革新しなければ、やっぱりその技術の面から中小企業の二重構造という問題が今度は出てくる。資本の面のことは、過日もここでもちよつと言いましたけれども、実は、手形のいかに問はず、割り当て支払というように制度が近ごろ慣行化していきまして、そのことのためにあべこべに、たいした大きくもない中小法人が大企業に対して二千万、三千万とい

う、もうたな上げで、ずっと順繰りにやっている。そうすると、三十人かそこらのところが三千万ぐらいの焦げつきみたいな形の、大企業に対する投資資本とでもいうのかな、実際考えると、大企業が中小企業にめんどろ見ると、大企業は資金的には実に中小企業のたな上げ資金のやつがかかってその大企業の運転資金になつていくのだ、こういうことにもなるのです。ですから、その議論をいまいしうと思ふのじゃなくて、資金的にはさうだ。そうして、次に、今度は技術的なものでも同じような二重構造の要素がここにますます実重くなつてきましてね。いま私が急に指摘するのじゃなくて、その面で非常に重くなつてきているという事は政府側も御承知なすです。ですから、その観点からいって、特に大型機械金のかかる機械については別のことで、きのう野々山さんがおっしゃったと同じことですね。そういう特別な新鋭機だなどというものは、それは大企業専門だよ、これは。ですから、技術革新がおくれるための二重構造、これを解消しなければならぬ。そのことのために、一般の機械を全体にこう下げるのだ、この耐用年数を下げて、少しでも税法の面から全体が潤う、こういう形をとらなければならぬ。あなたが私の主張です。しかし、あなたは、もう財源的に一五%ということにしようとしたから、その範囲なんだというお答えかもしれない。しかし、私の指摘も、どう考へても考慮に値するでしょう。いかがです。

○政府委員(泉美之松君) お話のとおり、まあ日本の経済全体を考へて、設備の更新をもっと早くやる、これが必要なことはお話のとおりだと思ひます。したがつて、まあ私もいいたしましても、耐用年数を三十六年に改定して、すぐにまた今回改定するということなどもいいたしておるわけですが、それから、いまお話し、中小企業の場合、いわゆる二重構造をなくするといふ見地からいいますと、中小企業の設備の更新をはからなければならぬといふことは、もうお話しのとおりだと思ふのでございます。そういう点からいまして、私どものほうとしまして、租税特別措置法で中小企業用の合理化機械、これについての特別償却の制度を設けておることは御承知のとおりでございます。これは、まあ大企業の場合ほど精度、性能の高いものでなくとも、中小企業としてはやはり現在使っている機械よりもより能率のいい、人手のあまりかからない、そういう機械を取り入れることが結局中小企業の近代化を促進する、二重構造を解消していく道と考へられますので、そういう中小企業の合理化機械につきまして、相当広範に特別償却の対象に取り入れておるのでございます。そして通産省はじめ各省のそういう要望をよくお聞きするようにいたしておる次第でございますが、今後もうこういった点を広めていきたいといふふうには考へますと同時に、この中小企業に考へた機械の取得につきましては、税法だけでなく、金融面と両方相まかせないと、うまくいきません。そういう金融面の措置もこれに伴つて行なわれるように期待いたしておる次第でございます。

それから、まあ実際の場合におきましては、これは天田先生御承知のとおり、企業は、耐用年数が定められておりますけれども、実際にはずいぶん長い間機械それ自体は使つております。これは、しかし、機械が物理的に使えなくなるから、耐用年数はそれでいいというのじゃございませんで、最近はそのような点を考へて、実物理的に使えぬ年数よりも、もっとも、技術革新あるいは陳腐化の程度を考慮した短い年数にしてきておるのでございませう。今度改正いたしますと、まあ外国との比較におきましては、大体西ドイツ、ものによつては西ドイツよりもわが国のほうが短い、アメリカ、イギリスより大部分わが国のほうが短い、こういうような結果になります。国際的な関係からいいますと、相当わが国のほうは短縮いたしておるということをは言えるかと思ふのでございませう。ただ、お話のように、わが国の機械設備が急速に更新しなやならない事態になつておるといふ点からいいますと、これでもまだ十分じゃないという御意見もあらうかと思ひます。ただ、先ほど申しましたように、今回は減税財源の関係から一割五分というこゝにいたしました。十分考慮し得なかつた面もあらうかと思ふのでございませう。

○天田勝正君 まあ局長のところにいては、内閣の方針がきまつて、一五%と言われれば、まあそれに沿つてやらざるを得ないんですから、答弁としてはまああつてこうです。ただ、私これを議論する根本は、たいていのことが外国と比べては議論されがちですけれども、私はこの問題については、技術革新については、諸外国と比べてこつちが幾らかいいんだという現時点に立つての議論はもはやしたくないんで、それは英米だつてももちろん資源があるんですよ、日本よりね。英国がいふんないなんて言つたつて、石炭なんか無限にあるんだし、まだ植民地は、みんな離したと言つてはるけれども、経済的支配というものはずっと続いて、非常に安く材料が入るんだ。西ドイツが小さくなつたと言つたつて、これまたしかり。その場合日本は、お水を近ごろは、水は豊富だといふが、水をえ足りなくなつた始末だかんじや、全然これからはだめなんであつて、すべてがすぐれていくという態勢にしなければ、原料として買つてきて、それを加工して売ると、こういうことなんですから、それは同じでなければ、競争なんかいつの日かできなくなつて、それをしなければ、今度労働賃金にしろが寄る、どつかに響くと思ふのですよ。ですから、スウェーデンから、これは技術の面じや国全体が諸外国よりコンスタントにすぐれてるんだ、こういう議論に、私は政府も立つてもらいたいと思ひます。

それで、次の質問に移りますが、この低開発地域に対する投資の問題ですが、これはすでに政令案が用意されております。むろん政令は出されるんでしよう。それによつて、いまお答えできらば、項目だけでも言つていただきたいと思ひます。

○政府委員(泉美之松君) お話のように、今度新開発地域投資損失準備金という制度を設けることにいたしました。その、いまのは……

○天田勝正君 政令案の主たるところですね。どういうワケというかね。どういふものに対してこれを適用するんだという、政令にゆだねる部分がでるんだらうと思ふのです。

○政府委員(泉美之松君) それでは、法律と政令とあわせて申し上げたいと思ひますが、今回海外投資損失準備金を設けますのは、一つは、さういつた低開発地域と申しますか、法律では新開発地域と申しておりますが、新開発地域に本店または主たる事務所を設けました、そこで活動する、いわゆる新開発地域法人というその法人の株を日本の法人が持った場合、その株につきまして、新開発地域でございませうので、政変等もありましようし、あるいはまた収益が確実にあがるということも必ずしも十分保障されないであろうから、その取得したときにおきまして、取得価額の半額まで準備金勘定に繰り入れることができる。そうして五年たつた後、その準備金勘定を少しずつつづけて、もとの取得価額にまで持っていくというふうな制度を考へたのでございませう。そういう新開発地域法人と、それからいふ一つは、これは具体的な例をあげたほうがわかりやすいかと思ひますが、たとえば、これはあまりいい例にはならぬかもしれませんが、ウジミナスに対して投資をいたしておりますが、あれには日本ウジミナスという株式会社がございませう。その会社がその投資を行つていくわけですね。日本ウジミナスの株は、製鉄会社、金融機関等が持つてゐるわけですが、そういうふうな新開発地域に対する投資をもつて行なうことを目的とした法人、その法人の場

合におきましては、そういう法人の株、これを日本の法人が持った場合、いま申し上げましたと同じように、準備金勘定を設けることができる、そういう二通りの制度になるわけでございます。

そこで、政令なんかできませんのは、新開発地域とはしからばどういうところかと。これは、御説のとおり、国際的に低開発地域の開発ということからいたしまして、大かたの考え方があつたわけであります。それを取り入れまして、政令で開発途上にある海外の地域として設けておきますのは、ヨーロッパの中では、アイスランド、ギリシア、スペイン、トルコ及びポルトガル、これ以外の地域は、すでに開発されたものとして、新開発地域に含めないでございまして、それから、ヨーロッパ以外の地域におきましては、日本と、アメリカと、アメリカ合衆国の属地と、それからカナダと、ソビエト連邦、それから南アメリカ共和国、それを除いた、それ以外の地域はすべて新開発地域に考えたいということにいたしておるのでございます。

それから、あとは、法人が合併した場合にどうなるかという、こまかい技術的な手続を考へておりますが、これはきわめて技術的なことでございまして、省略させていただきますと思ひます。

○天田勝正君 地域はわかりました。そこで、実際には、いまウジミナスの例を引かれたんですが、日本ウジミナスのような会社があれば、これはきわめて簡単です。ところが、今後の新開発地域は、現地法人という形をとった場合、それに対応する日本の投資会

社がない、そういうものの指定はこれは困難であるというところになります。か、いかがですか。どこで定めるのですか。地域は指定されておるのですけれども、現地法人ならどこでもというわけじゃないでしょうか。

○政府委員(泉美之松君) いま申し上げました新開発地域におきましても、ばら事業を営むことを目的とする法人で、その事業活動をいう目的に沿つて行なつておるというところ。それから、現地法人としては投資を行なうことを目的としてはいない。日本ウジミナスのような場合には投資を目的としておるということになるわけでございまして、現地法人の場合にはそれは投資を目的としない法人ということにいたしまして、またそういう法人を要件として設けておりますが、それがこの政令で設けた要件に該当する法人でございまして、別に閣議の指定を受けるということになっておるわけでございまして、ただ、そういう法人がはたしてそれに該当するかどうかということにつきましては、やはりそういう事実がはつきりしないといけませんので、税務官庁のほうにそういう事実を明確にしたいことは必要であらうと存じております。

○天田勝正君 まあこの準備金はいずれ、据え置いて、そしてまた繰り入れというか、繰り戻しをするのですが、言うなれば、一面から見れば、無事故でありさえすれば、税金をしばらく納めるのを延ばしておいたといつても差しつかえないのですから、私はそのこと自体に問題があるのではないが、私

が心配するのは、いまおっしゃった低開発地域でこれこれの条件で当てはまれば、別に政府がきめなくてもいいのだという答弁を聞いたのですが、まさに危険のような気がいたします。その現地法人がしつかりしたものかどうかというの、やはり手足のある政府でも調べるには手はないのではないかと。アメリカみたいな大企業がいっぱいあるならば、企業独自で向こうに出かけて調べて、そうしてやる。しかし、それでさえもウルグアイやアルゼンチンでは失敗していますね、アメリカでも。そのくらいなんです。大資本をもつて調査して行つても、なおかつ失敗している。これは条件に当てはまれば閣議できなくても、所管大臣がきめなくてもいいのだ。どうなんですか。やはり指定というものは、現地に在外公館等もあることですから、そこに専門家をやるというふうな処置をとることによって、政府が責任を持つて調べたそのものに対してはいわば準備金で税金の繰り延べを認めるのだ、そのほうがよさそうに思ふのですが、そういうことにはならないのですか。

○政府委員(泉美之松君) お話の御心配、ごもっともと存するのでございまして、やはり結局が国がそういう現地法人に投資することになるわけでございまして、したがって、為替局——今度四月から名前が変わることになります、そこに投資課というのがあるわけで、そこに全部めんどろを見ておられますので、そこでわかるような仕組みになっているのでございまして、したがって、おそろく閣議できめるということなくとも、こうい

う要件に該当するものはどれであるかというところは、その投資課のほうで全部資料があることになっております。

○天田勝正君 これもまた議論になるけれども、なるほど手足としては、為替局ですか、その中に一つの課か係を設ければいいところで、一般的な資料が集まるという程度じゃないですか。新しい企業を現地でやるんですから、その場合には、やはり何もかも政府でどうせ、規制せよという議論を私はしているんじゃないんです。私はいわば今度の準備金制度をやれば、無事故ならそれはそれでいいですが、無事故なら税金が取れない。そのことは結局他の国民に負担がかかる、こう解すべきだと思ふんです。だから、やはり国損を防ぐという面、むしろ企業に恩典を与えるという面、一面あるけれども、一面ではそういうことは必要であるが、国損は招かない、他の納税者に迷惑がからぬ、こういう措置のために、私がいま指摘したように、政府できめる、そのきめるというところに、政府が十分調査については責任を負う。しかし、その調査をしても、なおかつ損害のかかつてくることもあり得るんですから、しかし、事前にそういうこまかい措置もしておく必要があると思ひますがね。どうもこれは行つたりきたりですから、答弁は……。どうなんだろう。おかし

い気がするな。

○政府委員(泉美之松君) 御心配の点はまことにごもっともでございまして、ただこれには段階があると思ふのでございまして。一つは、日本の企業が

そういう新開発地域で投資を行なう、その投資を行なうこと事態について十分調査してやりますと、アメリカが各地で失敗したしておりますように、基礎調査が十分でなかったために失敗することがある。これは日本でもいろいろ外国に投資して、従来の実績から見ますと、成功と言えないようなものもあるわけでございまして。そういう投資自体について十分調査を行なつた上で、確實と申しますかというように投資にすべきかどうか。しかし、この点につきましては、何しろこの新開発地域に投資することでございますので、完全に十分調査が合うということ、当初からなかなか保証できない面があると思ふのでございまして。やはり先進工業国としては、ある程度損を来たすような場合がございしようと思ふ、そういう新開発地域の開発というところを通じて、世界全体がよくするためのある程度の犠牲は忍ばねばならないという面があるかと思ひます。

それから、そういうふうな投資を行なうこと自体についていろいろ十分調査して、正確な調査に基づいた投資を行なうということが一点。ほかに、さらにそれについて租税特別措置の適用を認める場合に、もう一つ、ほんとうにその事業というものがうまくいくのではないと、一たん課税の軽減をしておいて、それがそれになりつぱなしで、その軽減によることのために税収が減るほかの人がその迷惑をこうむるという点があるわけでございまして。その点の心配もお話のとおりでございまして、その点につきましては、やはり投資をするときに、為替局の投資課で

その点の心配もお話のとおりでございまして、その点につきましては、やはり投資をするときに、為替局の投資課で

全部、どういう目的のためにどういう投資をする、日本からはどういう法人がどれだけ出資をするということが全部きちんときまつておきますので、その後の投資をしたのがうまく運営されているかどうかということまでは、これはなかなか現地の大使館なり、公使館なり、あるいは領事館でないといわかりかねると思いますけれども、しかし、投資課へ報告されることになっておりますので、その報告を基礎にして、そういった点の心配は相当程度解消できるのではないかとこのように考えているのでございます。

○鈴木市蔵君 関連して、この間の輸銀の改正案をやったときに、条文はたしか十八条の九項の新設の問題があったと思う。それは簡単にいえば、つまり海外投資の場合に、それが焦げつきになった、不良債権になったという場合には、それは国の借款として切りかえるのだ、いろいろな条件はありますけれども、一口でいえばそういうことなんです。ですから、そのことと、輸銀法の十八条の九項の改正と、今回のこの海外投資損失準備金ですか、これとの関係は一体どういうことになっておるのか。まして、それは具体的にあなたのほうから出された、つまりブラジルのウジミナス、あれは輸銀のときも非常に出ていた問題です。だから、それとの間には何らかの意味で政策的な一つの考え方があつたのではないかと。その点、どうです。

○政府委員(泉美之松君) この海外投資損失準備金のほうと輸銀法の十八条のほうとは事柄が違つてございまして、輸銀法のほうは融資のほうでございまして、ところが、ここで海外投資損失

準備金といつたしておりますのは、海外の新開地地域の法人の株式そのものを日本の法人が持つ、それから、日本ウジミナスのように、海外投資法人の株式そのものを日本の法人が持つ、この二つの場合でございまして、輸銀の融資とはちよつと内容が違ひますので、その点は私ども違ふと思うのでございまして。

○鈴木市蔵君 私は関連ですから、取つてしまつてお話しするのは申しわけないですけれども、そうではないです。あなたは考え違ひをしておりません。それはわからないならわからず、はつきり言つたほうがいいです。そのときにやつぱり、輸銀が融資するのではなく、輸銀も一枚加つて、日本でもつて融資の特別会社をつくつて、たとえばそのときに出た問題は、いま、天田さんの質問にもあつたのとおり、ブラジルのウジミナス、いまあなたがはしなくも、どういふものを想定しているかという、ウジミナスのことを想定したでしよう。だから、同一会社に対してあつたふうな場合には、金に取れはしないのだという場合には、とにかくいろいろな条件があります。その条件はここでは抜き置きますけれども、最終的には国の借款にしよう。そういう、つまり十八条の九項が今度輸銀法の改正で出てきたわけですね。そのこと、いま問題になつておることとの間には関係がある、一口にいうならば、いわゆる新興諸国です。低開発国といふことを言つておられますけれども、ことばは私は正確でないと思ひますけれども、この新興諸国に対する、つまりOECD加盟に伴つたこの開発に

対して、日本政府が当然負なければならぬであらうと予想されるその投資について、何らかの意味で保証を講ずる、そういうことだと思ふのです。そのことと輸銀法の改正で出てきた問題とは、政策的には一致しているのだ。それはあなたのほうでどういふ話か、あるいはあなたに一致しているのだ。だから、それとの関係についてはどういふふうに理解しておられますか。私、さつき会議が始まる前にちよつと、為替局長は来ているかというのを聞いたのは、このことなんです。

○政府委員(泉美之松君) その点につきましては、よく私は輸銀法の改正の内容と十分打ち合わせしたわけではございませんので、為替局長のほうからお答えいただきたいと思ひますが、ただ、日本ウジミナスの問題につきましては、海外投資損失準備金と申しますのは、本年四月一月以降そういう海外投資法人を設立した場合のことではないかと、あるいは増資を行つた場合のことではないかと、日本ウジミナスの現在の株には適用がないのでございまして。日本ウジミナスが今後増資を行ないました場合におきましては、その増資株については適用があるのじゃないか。従来のものについては適用がございしません。その点は違つております。

ただ、お話のように、輸銀法を改正したことに伴つて、新開地地域に対する日本の責任と申しますか、そういうものが今後加つてくつたと思ひますが、それと、この海外投資損失準備金とは、もちろん関係があると思ひま

す。ただ、この海外投資損失準備金のほうは、これを設けることによってそういう新開地地域への日本からの投資が行なわれやすくなれば、日本の品物も買つてもらえるであらう、そういうことを期待しているわけではござい

○天田勝正君 それは鈴木さんのお説のように、ちよつとおかしいのだ。おかしいが、根本がどうも私と局長との質疑応答がずれて違つてゐる。そのすれ違つてゐる根本は、私の考えは次のやうなんです。結局、この税法だけの狭い部分だけ見れば、確かに無事故でありさえすれば、あとで税金が入つてくるといふことがつくるので、その意味では税金の免除をしたとか減税したとかいうことよりも、繰り延べてやつた、徴収猶予してやつた、こういうことになつてしまふのです。狭い部分においては、ところが、私どもの考え方、結果においてはこれが損失を招いたときに、国内取引、資本取引でも物の取引でもなんでも、国内取引の場合には、特定の投資した法人が損したというの、国内のうちにだれかが得したものがあつたというだけなんです。だから、いへばおかしいけれども、いへばそうなんです。それが経営がずさんだからそんな始末になつてしまつたという理屈が言える。この準備金制度というもの、御説明のとおりなんだ。海外へ投資した場合なんだから、海外へ投資した場合に、海外で取れない、そのものが回収できないということになつたときは、この間輸銀のときに議論したように、日本の部分だけは取れるといつてみたところで、諸外国、債権国が幾つあつて、そこから申し出たり

なんかにされて、日本も融資しているんだから、自分も待つてやるから、まあ待つてやらぬか、こつたとき、国際信義上も拒否できない。そういうときには、しかたがないから国の借款にする、こういう話であつたのです。国の借款にするから、民間企業におまゐりが損だからつてにしておけというわけにはいかない。結果においては、そういう場合は国がしよつて、民間企業の焦げつきというか、損とはさまらないが、焦げつきと予定であるから、とにかく不良債権というものを肩がわりする、してやる、肩がわりしてやつたつて、ずっと明治時代とわけて違ひますから、これをまた、約束をちよつと向こうは守れない。昔な場所を九十九年くらいおれのほうに貸せといふやうなことができたけれども、そんなことはもはやできる国際情勢ではないでしよう。だから、引きかえができないこともあり得るのです。だから、そのことをまずあなたに答弁に先立つて頭に入れておいてもらわなければならぬことと、国内取引なら、だれかが損すれば、だれかがもうかつたといふことも言えるけれども、海外投資の場合ですから、それは結局において不測の事態といふものは国損になるのだ。私は前提がそうなんです。国損になるのだ。どうやつたつてそうならざるを得ない。そういう場合に、それは国際的な友好の關係上、先進国がそれは損があつてもこれを助ける、何らかの面で助ける。それも私はわかるのです。しかし、損をせざるやうに最大のことをやつておいて、なおかつ、できた場合には、最終的に国の

借款という形で、これがいついづまでも取れないのだ。ただ借款のままで、西原借款のようになってしまうというようなことになってしまふけれども、前提としては、国損になるということだから、やはりできるだけ調査は事前に分かる、こういうのでないか。どうもこういふことになりはしないか、こゝなです。

ですから、私は、いま政令ができていないのですから、政令を予定しているだけなんです。だから、その政令においては必ず政府によって調査をするとか何とかきめておいて、不測の事態というものを最小限に食い止めるという措置をしなければならぬんじゃないか。現実には税金と違つて不測の事態がウジミナスだつて何だつて生じているのですから、ほんとうからいへば、投資した会社だつてそうでしょう、ウジミナスに投資して何年間かにそれが返ってくるなり、あるいは投資しつぱなしでも利益があるつもありだつたのでしよう。それがすつかり狂つてきた。いま現在でも繰り延べの申し出がある。いつまでも民間は繰り延べのままでやつておけば、それはできない。できないから国の借款、こういう形になる。かなりあれは調べたけれども、それにもかかわらず、そうなんだ。今度は何だか調べそうもないので、企業だけが調べようもないので、危険だといふのですよ、私は。企業で調べ方やつてゐるのは大体アメリカですけれども、その組織をもつてしてウルグアイやアルゼンチンでは、金のある国ですから泣き言をいわないだけですが、ほとんど失敗、私の知る限りでは計画どおりやつたのは一つもな

い。こういうことですよ、局長。だから、それはどうかな、もう少し政令で考えたほうがいいということじゃないですか。それはそうしろということの質問じゃなくて、誘導尋問みたいで悪いけれども、おかしいと思う。

○政府委員(泉美之松君) 御心配の点は私もよくわかるのでございます。ただ、私もよくわかつておきましては、為替局の投資課のほうにおきまして、そういう海外投資を行ないます場合に、十分調べた上で認めることにいたしてありますので、それでいいのではないかと、その感じを持つておつたのではないかと、お話をうかがつて、輸銀法のほうの改正が行なわれて、それが将来国損になるといふことでございまして、なお十分慎重を期さなければならぬと思つております。そういう点、政令のほうでなお検討していただきたいと思つております。

○天田勝正君 まあこのことについては、むしろあなたに誘導するのはかえつて迷惑かもしれない。この点は私は大臣ともはつきり実は約束しておきたいと思つておきます。それで、実はこれは答弁が出たあとで言うことで、実際引例はあまりしたくないことですが、私はその方面の海外調査といふのは日本はまことにうといふことになるのです。本来からすれば、在外公館といふものが常時そういう調査をしていなければならぬといふ、実際西独の機械がいけい何のといつても、私からいへば、日本だつてそれに匹敵するものは幾らもある。中近東といへども、ほとんど英国も圧倒されて、ドイツの機械に席巻された。私が行ったとき、そのときの大使は山

田久就氏ですよ、非常にやさしがつておりました。ところが、そのやり方といふのは、国益になることだから、商社が利益になつたつて何だつてかまうことじゃないのだ。言うなれば、そういう態度で向かうの通産省に大使なんかは日参しておるのです。それに対してわが国のはうは、山田さんはいくやしがらんで……これはいいほうの例を述べたのですけれども、大かたのところでは昔のとおり、おれは元首の代表者なんだと、一言でいへばお高くとまつて、一向そういう俗っぽいことに手をつけない。だから、そのときの一行は、たとえば伊藤卯四郎氏や成田知巳氏が一緒でした。どこに行つてみたら、その国の予算をちょっと聞いてすぐ答えられた在外公館にお目にかかつたことがない。これは私はある研究会で発表して、そいつはえらいことだと、みんな一致したのです。新聞の論説委員もその態度にたがった。いま

帰つてきて、ばかに地位的に偉い人になつた人が一人いるから、名前はあげられないのですけれども、ちよつと成田君とある北歐の国でその国の予算を開いたところが、何と驚ろくなかれ、十倍も違う。一割違うといふことだつて在外公館として困ると思つておるのに、十倍も違う。帰つてきてそれを質問したところが、もつとも私の調べたのは三年前のことですから、冗談じゃない、三年前のことを言われたつて処置がないといふ事態もありました。いまその記録は実は別のところにあるんですよ。ですから、そのくらい日本はうといのです。それでなおさら、いま先進国つらして仲間入りして、後進国のめんどろを見ようつたつて、とても

こつちの材料がないという——記録をとるところで言うのはいやだけれども、実際そうなんです。それを何だか為替局に事前に資料が集まつてきておるといふことじや、とても安心したものでないといふことです。それで、次に進みますが、銀行局の人、来ていますか。

○委員(新谷實三郎君) 来ております。

○天田勝正君 それじや、このことは銀行局の人に聞いたほうがいいと思つたのですが、今度、証券取引責任準備金というものをつくりましたね、新しく。それで、これの累積限度額といふのがきまつておるのですが、これは過去全部調べてみて、これだけの限度額で——両方ありますね、繰り入れと累積と。これで十分責任が負えるのだといふ結論がどこから出たわけですか。ね。どこからいふのは銀行局だと思ふのですが、それはどうなんですか。

○政府委員(泉美之松君) この証券取引責任準備金の制度につきましては、引財局の証券部のほうと、それから現実に、この証券取引責任準備金は証券業者が準備金を設けるわけでございまして、その準備金は証券業協会へ積み立てることになつておるわけでございまして。したがつて、そういう証券業協会のほうとも連絡をいたしまして、この割合を考えた上で、意見が一致したところからいふと、御提案申し上げておるわけでございまして、この毎期の繰り入れ限度額につきましては、その期の株式売買高一株につきまして三銭を乗じたもの、これを毎期の繰り入れ額にいたしております。それから、累積の繰り入れ限度額につきま

しては、その三年間のうち一番取引の多い——まあ証券業は、御承知と思いますが、一年一事業年度で九月決算といふことになっております。その三年間のうち一番株式売買高の取引の多い年、この年の売買取引高に十銭を乗じた額といふことになつておるわけですが、いままでのいろいろな証券事故の事態といふものを調査いたしました。十分ではないかといふ結論に到達いたしました。このようになつておるのでございます。

○天田勝正君 一々質問の趣旨を言つていたんじやちがひありませんが、要するに、われわれと縁もない証券のことを言うのは、最近大衆投資家といふものもあるわけですね、零細な。そしていまはなくなりまして、銀行なんか左前になつたときは、いまみたいな規制がなくとも、常識的に少額預金者は全額を払い戻せるときは払い戻す、多額のほうの人は何分の一とかいふような措置、これは当時軍なる大蔵省の行政指導だけでして何の規定もないのです。規定はなくても、何かそういう面ではやはり一つの道義があつた。それから、地方の銀行なんか、昭和の初めのパニックではほとんどつぶれましたけれども、それを主宰しておる人たちは、株式会社であつたけれども、私の知る限りでは、みな私財を投げ出してゐるのです。これも株式会社なんです。すれば法的には責任を負わなければならない。負わなくて済んでいくけれども、まだそういう明治的な道義といふものですか、いい面もそれは残つておつた。埼玉なんかでもたしか五つくらい

はつづれたのですが、その人はもうほとんど家に居敷もなく、今では取れない。一面気の毒で、今では取れない。しかし、そういう場合は少額の預金者の立場は実際守られておいた。ところが、このごろはそういう道義もないところへ持ってきて、大衆投資家というものが盛んに出て、それでそれは間接的のがありますよ、信託投資なんていうのがあります。しかし、もとのように株に投資するというのは、まるでわれわれとかけ離れたお金持ちだという時代でないことは間違いない。そういうことは税措置のほかにこれもやはり何か規定しなきゃならぬとすれば、少額投資家については優先的に守るとか、そういうものがあれば完全なだけではない、なかなかそれやこしいだらうということになる、結局全体がいざとなれば保証できる額にして置かないと困るんではなからうかというのが私の心配なんです。それは管財局ですか。

○政府委員(泉美之松君) 理財局の証券部です。

○天田勝正君 それでは、なおひとつ、理財局の人がもし来たときには、その点を聞いてみたいと思う。

○鈴木市藏君 いささか原則的な問題も入れて、大綱で五つ六つ質問したいと思つてゐるのです。

一つの問題は、今度のこの租税三法の中でも一番重点としなきゃならぬ所得税の問題についてですけれども、つまり課税最低限ですね、課税最低限の問題については、実はこれは昨年の本委員会においてもいふん問題にいたしました、当時の村山主税局長は、もしこの課税最低限において現在主税局がとつてゐる方式、つまりマーケット

ト・バスケット方式以外に適當なものがあるとするならば、これを変えることはやぶさかではないという言明もいたしております。それから、税調のほうも、マーケット・バスケット方式でやってみても、どうしても特に勤労者の場合には課税最低限が最低生計費に食い込むというような指摘もしておるようでありますが、一体、この課税最低限というものについて、現在やられてゐる方式以外に適當なものがあればというその適當なものについて、主税局なり大蔵省なりは検討したと思ひますけれども、一年たった今日、どのような経過的な措置を検討を行なつたか、その辺のところを明らかにしてもいいと思ふのです。

○政府委員(泉美之松君) 従来、課税最低限を検討する場合におきましては、お話のように、私どもはマーケット・バスケット方式によりまする食料費を基礎といたしまして、そこから生計費を算出して、その生計費を基準生計費と見てゐるわけですが、その基準生計費と課税最低限とを比べて、課税最低限をどのように引き上げるべきかという検討をいたしておるのでございますが、お説のように、マーケット・バスケット方式によつて食料費を出して、そこから生計費を算出する方式は、それ以外の課税最低限を導き出す方式はないかという点につきまして、実は昨年、税制調査会に基礎問題小委員会というのを設けまして、そこで検討していただくことになつておりました。具体的にどういう方式でやるといふような方法論は、まだ固まつておらないのでござい

ます。

○鈴木市藏君 マーケット・バスケット方式というのは、もはやこれは基準生計費を導き出すものとしては不適当なんだ、不適当になつてきたのだということだけは認めますか。

○政府委員(泉美之松君) そう簡単にはいかないのでございまして……

○鈴木市藏君 それだったら、根拠を示してください。

○政府委員(泉美之松君) 問題は、マーケット・バスケット方式によつて食料費を計算し、そこから生計費を出すわけでございますが、問題は、その食料費として見ておる、まあこれは国立栄養研究所に頼んでつくつていた、はたして今日の生計費として見る場合に適當であるかどうかという問題が一つあるかと思ひます。それから、したがつて、その点につきましては、実は最近の食生活の向上ということとを考へまして、今回におきましては、三十七年の献立表より三十八年の献立表はかなりいいものにいたしましたのでございまして。そういうふうな献立の内容を検討していくのが一つと、それからいま一つは、食料費を算出した上ですでに生計費を算出する場合に、エンゲル係数を使つておるわけですが、そのエンゲル係数がどうかという問題、この二つの点において、なお今後検討すべき点があると思ひますので、やはりマーケット・バスケット方式による食料費を基礎として算出した生計費というの、課税最低限を考へる場合に一つの資料には十分なり得ると思うのでござい

ます。ただ、それだけから課税最低限をきめるべきかどうかということになります。

○鈴木市藏君 マーケット・バスケット方式が人事院によつて組み込まれたことは御承知だろうと思ふのです。そういう経過をたどつてきたのです。初めは日本に入つてきたときには、日本の賃金をきめる一つの目安としてマーケット・バスケット方式を取り入れるということだったので、

○鈴木市藏君 このマーケット・バスケット方式というのは、どこで採用されて、どのような経過をたどつて日本に入つてきたのか、その経過について御存じですか。

○政府委員(泉美之松君) 私は、そのほうはあまり詳しく存じておりませんが、経済安定本部で、あそこで物価局がありまして当時、このマーケット・バスケット方式によつて計算する方法を取り入れまして、生活水準の問題をいろいろ検討したことがあると思ふのです。それがわが国で戦後そういつたマーケット・バスケット方式を検討したときじゃないかと思つております。

○鈴木市藏君 このマーケット・バスケット方式は、これは出所はイギリスですね。そして結局イギリスは、御承知のようにほとんど輸出にたよる国ですから、したがつて、国内の食糧の事情をあらかじめ調査しておかないと、つまり把握しておかないと、国民生活にかくかくの支障を来たすというふうなこともあり、かたがた当時のイギリスが非常な外貨危機に陥つたために、このマーケット・バスケット方式で国民生活の最低限をひとつ維持しようという形で出たものですね。これがあるときには労働者の賃金を決定する一つの目安となる、そういう形でこれが日本に入つてきたのは昭和二十五年です。昭和二十五年で、そして初めていまのつまり公務員の賃金の基礎をなしている職階制賃金の中にマーケット・

バスケット方式が人事院によつて組み込まれたことは御承知だろうと思ふのです。そういう経過をたどつてきたのです。初めは日本に入つてきたときには、日本の賃金をきめる一つの目安としてマーケット・バスケット方式を取り入れるということだったので、

ところが、マーケット・バスケット方式は日本では賃金をきめる材料にならないといつて、いま労働組合全部こんなもの使つておりませんよ。なぜそんなもの使つたかといへば、結局日本の低賃金、低生活費を基礎として、カローリをきめるのですから、この低賃金制を打破しようという労働者がみずからマーケット・バスケット方式を基礎にするといふことは矛盾もはなはだしいといふことで、なくなつてしまつた。

だから、このマーケット・バスケット方式というのは本来低賃金を基礎にしてつくられていく、そういうものとしてだけしか存在価値はないのです。それを、いまあなたの方のほうでこれを取り入れてゐるというところは、日本のやっぱり低生活水準をそのまま取り入れていつてゐるということになつて、非常にこれはダウソウしてくるのがある、いまのことです、いまの事情に合わないの。

それと、もう一つ根本的な問題がある。このマーケット・バスケット方式といふのは、これが結局マーケットへ行つてかかかくの、つまりカローリに見合う品物を買つてくるわけですよ。だれが買つてくるのです。持つてきやしません。買つてくるのです。しかも、安いところをさがさなきゃならぬ。だれがさがすのです。家庭の主

婦じやないですか。主婦のさがすといふ労働力は一体見積もっていますか、あなたたち。これはお互いに苦しい生活してみると、よくわかるのです。一日かけずり回って安い物をさがしてこなければならぬ。その主婦の家庭の労働力というものを金額に換算してごらん下さい。換算してないからこそ、このマーケット・バスケット方式というものは成り立っているわけです。こんなばかな話ないです。

だから、そういう点からいっても、このマーケット・バスケット方式というのは何人をも首肯せしめることのできないような時代おくれのものになってきている。これをあなたたちが依然として課税最低限の一つの基礎に使っているという点は驚き入ったものです。私も去年こんなこと言って、だいぶ当時の主税局長ともやり合ったのですけれども、これ根拠ないです。

だから、それでは聞きますけれども、ここから出てくる、一体いまあなたたちが基準にしているカロリーは幾らです。また、そのカロリーをマーケット・バスケット方式でとるための金額は幾らですか。実情に合いますか。言ってください。

○政府委員(泉美之松君) お話のように、マーケット・バスケット方式によりまして食料費を出し、そこから生計費を出すというところは、まあ賃金決定のために一時使われたことがございしますが、その後使われていないことはお話をとおりでございします。ただ、私も課税最低限を検討する場合に、一人世帯の場合、あるいは夫婦世帯の場合、あるいは夫婦子一人、子二人、子三人と、こういうような世帯の場合

に、基礎控除なり、配偶者控除なり、扶養控除というものをどういうふうにあんばいすべきかということになりますと、やはりそういう世帯の生計費というものの実態というものを基礎にすべきじゃないかと思うのでございします。もちろん、その場合にマーケット・バスケット方式でやるか、あるいは勤労者世帯の調査のカードがございしますから、それを基礎にすることも一つの考えでございします。そういうやり方もあるうと思ひます。したがって、そういう世帯構成の差異に基づくと、その課税最低限の差異をどういうふうに組み合わすべきか、この検討にはやはり一つの材料になり得るのではないかと思ひております。

もちろん、しかし、マーケット・バスケット方式以外のいろいろな方式によつてそういう生計費の実態は十分調査し得ると思ひますので、そういう点を考えなきゃならぬということはお話のとおりだと思ひます。それからまた、日本の現在の低い生活水準というものを前提とした制度を考えるべきではなくて、もっと今後高い生活水準に向かうということを考えて課税最低限というものを考慮すべきだという点も、お話のとおりと思ひます。したがって、そういう点は今後の課税最低限の検討の場合に十分取り入れるべきだと思ひますのでございします。なお、念のため申し上げておきますが、マーケット・バスケット方式で計算いたします場合に、成年男子の摂取カロリーは一日二千五百カロリーとして計算いたしております。

○鈴木市蔵君 金額は幾らですか。マーケット・バスケット方式による金額は。

○政府委員(泉美之松君) 金額は、これは国立栄養研究所にお願いしましてつくりました献立は、春夏秋冬四季に分けまして、そしてそれぞれについて一日朝昼晩の献立を何んぼかの例をつくらせていただいておりますのでございします。したがって、そのときどきによつて金額は多少違つておりますが、三十八年の場合を平均いたしますと、成年男子一日当たりの食料費としましては百五十円四銭、これはもちろん素材だけでございまして、光熱、調味料等は全然含んでおりませんが、そういう金額になっております。

○鈴木市蔵君 そのエンゲル係数は幾らになっておりますか。エンゲル係数は幾らになっておりますか。

○政府委員(泉美之松君) エンゲル係数は幾らにしましては、これは総理府に勤労者世帯調査がございしますので、そこでもう申し上げましたような食料費を支出しているような家計のエンゲル係数をとつてまいっております。一人世帯では三三・七六、二人世帯では三六・四四、三人世帯では四〇・一二、四人世帯では四三・八〇、五人世帯では四七・四八と、こうなっております。

○鈴木市蔵君 つまり、このエンゲル係数の問題ですね。いま池田総理はよく、日本国民がつまり所得倍増政策でたいへん豊かになったという実例で、いつもエンゲル係数を引くわけですよ、下がった下がったと。でも、事実上は何か。そのエンゲル係数が下がった事実は何かといったら、二千五百カロリーをとるために、まあとにかく苦勞してマーケット・バスケットでさがし

歩いて、しかもその一日の食料が百五十円、これはエンゲル係数が下がったから生活が上ったのではなくて、こんなものの程度しか現在においても食っていないから、エンゲル係数が下がっているわけですよ。これはだから、かえってこういう点からいって、いかにマーケット・バスケット方式を採用することが、ますます、そういう意味で勤労者に税金だけでなくていろいろな意味でもって、社会生活において低いほうにしろ寄せされてくるかということの実例になるわけなんです。だから、私はこのマーケット・バスケット方式を採用してはいかぬのだというところを、去年も強く要求したわけですよ。そして同時に、課税最低限について、もっと働く者、つまり勤労者、労働者の立場に立つて問題を見るという目がないから、課税最低限をいづもこういふふうなところへ持つていくのですよ。

どうすれば勤労者を、最低生活に食いつまないうように課税最低限を引くかという点について、問題を見ていく場合に、やはり世界共通のいま立場があるわけですよ。どういう立場かといえれば、それは労働力の再生産費、労働力の再生産に必要な経費、これには課税するなというところなんです。労働力の再生産に必要な経費、これには課税するな、これを課税最低限として押さえるというのがほとんど常識になっているわけですよ。しかも、最低賃金制の実現している国では、常識になっていいます。日本では、つまり真の意味の最低賃金制ができていないから、こういう方法を講じて、一種のいわばごまかしで、しかも勤労者からよけいに税金を

取る材料にしておりますけれども、この最低賃金制の、全国一律の最低賃金制をつくるということなしには、課税最低限のほんとうの詰まるところは出てこない、これを私たちは常に主張しているわけですよ。いま日本の労働者はみな主張していますよ。真の最低賃金制の実現、だから真の最低賃金制を実現することによって、課税最低限を、やはり労働力の再生産費に課税するなというこの大前提が実現するように、あなた方自身これを努力する、そういう方向に向かって、こういうふうにしなればいけないと思うのですが、どうですか。

○政府委員(泉美之松君) お話のように、所得税の課税最低限を検討する場合に、労働力の再生産に必要な経費には課税しないという考え方でやっていると、これは一つの考え方として、りっぱな考え方だろと思うのでございします。それでは、いかにしてその労働力の再生産に必要な経費というものを算定するかということになりますと、これはまだ確定した方式があるわけではございません。したがって、今後そういう労働力の再生産に必要な経費というものの算定方式を考えたいかなければならないと思うのでございします。そういう算定方式ができるまでは、やはり、まあマーケット・バスケット方式によるのは、いろいろないきさつはあり得ると思ひますけれども、一つのやり方ではないか。お話のように、簡単に計算することは、労働力の再生産に必要な経費というのはいかなる算出がむずかしいのではありません。もちろん、最低賃金制をとりました場合、これも最低賃金のやり方を全

国一律の最低賃金で考えるべきか、それともそうでない最低賃金制で考えるべきかによって考え方は違ふと思ひますが、所得税の考え方は違ふと思ひますが、全国一律の最低賃金というのではないと基礎にはならぬのではないかと、うふうに考えるのでございます。そういう点から、労働力の再生産に必要な経費というものをどうやって算定すべきかという点を、今後検討する必要があると思ひます。

○鈴木市蔵君 昨年より前進した答弁だと思ふのです。昨年は、とにかく労働力の再生産というのを認めないのだから、そのことば自体を村山主税局長は、だげど、それはその点では、確かに、日本においては全国一律の最低賃金制が実現していないということ、が、やはり最大の欠陥だと思ふ。これを、先ほども申し上げたエンゲル係数や、成年男子一日の食費が百五十円昭和三十八年、これで一体所要のカロリーがどれ、しかも労働力の再生産が可能であるというふうにはほんとうに考えていますか。

○政府委員(泉美之松君) この点につきましては、私もいろいろ調査いたしましたのでございますが、百五十円という、まあ一般に食堂で提供される食事代と考えると、それはもちろんこんなもので食べるはずがないのじゃないかということになるわけでありまして、先ほど申し上げましたように、調味料とか光熱費なんかは全然含んでいないところの、全くの食料素材としての食料費だけでございます。そこで、銀座の、中小企業同族会が相当あるわけでございますが、そこでもまあ従業員に朝食と食事を提供いたしてお

ります、そういうところの食事の代がどうなっているかというようなことを実態調査をいたしたのでございますが、それで見ますと、材料費でやはり百三十円から百四十円ぐらいでまかなつておるといふ実態調査もございまして、もちろん、それは日本のそういう中小企業の従業員が低い生活に甘んじているからだとおっしゃればそれまでだと思ひますけれども、しかし、そういうことで一日の食費が百三十円ないし四十円、もちろん材料費だけでございまして、そういう生活をしていまして、百五十円という点からいいますと、それよりはまだ少し上だといふ感じをいたしておるのであります。

○鈴木市蔵君 そこで、次の問題に移りたいと思ひますけれども、日本の勤労者は、いま言ったように、つまり真の意味の課税最低限である最低賃金制を実現していない。それで、一日百五十円の食費で押えられて、税金がかつてくるというだけではないのです。もう一つ非常に大きな拘束を受けておるわけですね。それは、源泉徴収制度です。これはほんとうに、さこ匹のがさないう取り立ててしまふわけだ。こういう制度というものは、むごいものはないと思ふのです。昨年この問題についても質問をいたした。一体、この源泉徴収制度というのは戦時法なんですね。戦時に、たぶん昭和十五年だったと記憶しておるのですが、つくられたのです。そして都合がよいものだから、ずっとそれが今日まで引き続き、さらにそれが一そう整備されてきた。これは労働者を

こういう形で、ほんとうに税金の面から抜け道のないようにしほるだけではない、実はいまの税制がこの勤労者に対する源泉徴収制度の方向に向かつて右へならえしてきています。そういう方向へ進もうとしておるわけですね。ですから、ひとりこれ勤労者に対して過酷な税制であるだけ、すべて、すべての税制にこの方向に、しわ寄せられてくるであらうという意味においては、全くそういう点ではこれは悪税だと思ふのです。これを今日なお依然としてあなた方が固執しておられる。それは取りやすいし、一番抜け道がなく、いわば居眠りして取れるということもあるでしょうけれども、これはもう戦後ではないといつて、もう総理も大みえを切つておられますけれども、この勤労者に対してだけこのような過酷な税制を課しておるという現状から見て、この源泉徴収課税は取りやめる、少なくとも将来に向かつてはこの源泉徴収課税は取りやめるのだというふうな、あなた方そういう方向に向かつてもらいたいと思ふのですけれども、あなた方の見解はどうでしょう。

○政府委員(泉美之松君) おことばを返すようで恐縮でございますけれども、給与所得に対する源泉徴収制度は、なるほど昭和十五年からは、行なわれたのでございますけれども、イギリス、西ドイツ、アメリカ等、世界各国とも給与所得に対して源泉徴収制度をとつておるのでございます。わが国で昭和十五年に、まあ大東亜戦争開始直前にそういう制度がとられたから、いわば戦時の遺物だといふふうにお考えになるのは、いささ

か違ふのではないかと思ふのでございまして、結局、源泉徴収の制度は、国のはうにいたしましては徴税費があまりからぬで済むし、また源泉徴収義務者はそういう事務員あるいは労働者を雇用いたしておりますから、その雇主の立場としてやはりそういう源泉徴収の義務を負うし、またそういう労働者は源泉徴収されることによって申告納税の場合に比べて手数を要せずして自分の納税ができるという、この三性があるから、世界各国でもそういう制度がとられておるのでございまして、したがって、源泉徴収制度ということそれ自体が悪いというのではなくして、問題は、そういう給与所得に源泉徴収制度をとつておる場合に、給与所得の控除とか所得税の税率といったようなものが、その生活の実態と比べてはたしていかどうかという点に問題があるのではないかと思ふのでございまして、給与所得に対する源泉徴収制度、それが非難するのは当然なもので、そういう場合の控除なり税率がはたして適正かどうかということが問題なのだと思ふのでござい

ましては源泉徴収という制度になつておりました、それは申告納税の例外になつております。しかし、給与所得者も給与所得以外の所得がございすれば、これは申告納税をすることになるわけでございます。それからまた、ひとり日本がそうであるというだけではない、アメリカにいたしましては申告制度でありまして、給与所得については源泉徴収をいたしております。また、ドイツは、御承知のとおり、申告納税制度でございまして、給与所得につきましては現在まで賦課課税制度でございまして、給与所得につきましては源泉徴収の制度をとつておるのでござい

○鈴木市蔵君 それは税率は、つまりそれ自身必要な経費をひねり出すときにかかつてくるものですが、制度それ自身が民主的ではない。これは納税申告制度が基本であるべきいまの税制の中で、申告制じゃないでしょう。自主申告制じゃないでしょう。これはどうなんですか。

○政府委員(泉美之松君) それはお話のとおり、所得税は申告納税を基礎といたしておりますが、給与所得者に対

しては源泉徴収という制度になつておりました、それは申告納税の例外になつております。しかし、給与所得者も給与所得以外の所得がございすれば、これは申告納税をすることになるわけでございます。それからまた、ひとり日本がそうであるというだけではない、アメリカにいたしましては申告制度でありまして、給与所得については源泉徴収をいたしております。また、ドイツは、御承知のとおり、申告納税制度でございまして、給与所得につきましては現在まで賦課課税制度でございまして、給与所得につきましては源泉徴収の制度をとつておるのでござい

○鈴木市蔵君 それは私は制度そのものを開いているので、その税率がどうのこうのということはあつたとしても、まあしかし、これをやりとりしていても、おそろしくあなた方がうんと言ふわけはないし、これはまあ水かけ論に終わるかもしれないけれども、あなたの指摘したとおり、これは例外だ

と思つておりますけれども、例外がつまり一種の既得権化し、税制上においては何か不動のようなものとなつておる。アメリカとかドイツとかイギリスとか、いろいろ例を引きましたけれども、諸外国においては日本のようなこという源泉徴収の形じやない、これは私も昨年この問題について若干二、三の国の問題を調べてみましたけれども、日本のような形じやない。たとえば、それが事業主があらかじめ定められた税率によつて天引き、つまり課税をされるというたような形のものにとつておりました、日本のように個人個人の給与からこの源泉徴収をしておるといふのは、かなりそれこそ日本が例外的じやないかと思うのです。そしてそれだけではなくて、この例外を拡大した今度の場合でも、芸能人に対してまた源泉徴収をするというように、例外だと言ひながら、例外を拡大していくという事は、どういふわけなんですか。

○政府委員(泉美之松君) 日本のように給与所得に対して源泉徴収するのは世界では例外ではないかというおことばでございますが、これはイギリスにいたしましても、西ドイツにいたしましても、またアメリカにいたしましても、それぞれ給与者につきまして各人ごとに源泉徴収をいたしておるのでございます。もちろん、その源泉徴収の税額のきめ方は日本とイギリスとはいろいろ違います。しかしながら、その基礎になる考え方は同じになつておるのでございます。

それから、いまお話しした芸能人の源泉徴収のことでございますが、従来個人たる芸能人が放送あるいは出演した

しました場合、それに対して報酬または料金の支払いを受けます場合におきましては、源泉徴収一〇%の税率でいたしておるのでございますが、ただ、最近芸能人で法人組織をつくるものが多いとございまして、そういたしますと、放送局などで報酬金を支払う場合におきまして、個人でございまして、いままでの規定では源泉徴収することになつており、法人の場合には報酬料金を受け取るものが法人である場合には源泉徴収しないということになつておりますので、それを利用してそういつた法人ができたという面も見受けられます。しかし、そういうふうな支払いをします放送局などでは非常に、一々どういふ資格でこの報酬料金をお受け取りになりますかというふうなことを聞かなければなりません。非常に手数であるから、そういうことでなしに、もう放送、出演等に対して報酬料金を支払うときには、個人の資格で受け取らうと、法人の資格で受け取らうと、一律に源泉徴収し得るようにしていただきたい、こういう要望が強いのでございます。そういう点を考慮いたしまして、芸能法人がそういう報酬料金を受け取る場合に源泉徴収をするという制度にいたしたのでございます。なるほど、わが国の源泉徴収制度は、諸外国に比べると、給与以外の面にも相当手を広げているという点では、これは確かに事実でございます。しかし、いままでの実績から見ますと、個人と法人というところで取り扱ひが違ふのはどうもおかしいという点か

らいたしますと、今回のような改正が適当ではないかと思う次第でございます。

ます。

○鈴木市藏君 時間がなくて、租税特別措置法に対して二、三質問したいと思つておりましたが、これは翌日に回しますから、だから、質問が終わつていないというところで、これは租税特別措置法のほうは、ひとつ翌日に回して、それで、先ほどもつと天田さんとの関連の質問の中で言ひましたけれども、海外投資の問題ですね、あそこでもどうしても出してもらわなければならぬ——これは資料でもいいし、あるいは私個人だけでもけっこうですけれども、ほしいと思ひますのは、昭和三十六年以降に、つまり日本が海外に投資した投資の総額、その経過ですね、それとその現勢をひとつはし、現勢というんですから、見込みですね。もし見込みがどうだということがあるならば、見込みまで一緒に入れてもらいたい。

それから、二つ目には、今度は日本へ来た外資、やはり年度は同じです。その経過並びに現勢をひとつぜひ出してもらいたいと思ひます。

じゃ、租税特別措置法のほうは、後日に回しましょう。

○委員長(新谷實三郎君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(新谷實三郎君) 速記を始め

のたのめの付託は二月二十八日) 一、所得税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十三日) 一、関稅定率法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十六日) 所得税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十三日) 第十一條の七の次に次の一條を加ふる。

一、その者の支払つた損害保険料の金額のうち、に保險期間又は其の納付期間が十五年以上の契約(以下本項において長期損害保險契約等という)に係るものがある場合、五千元(長期損害保險契約等以外の契約に係る損害保險料の金額が二千元をこえ、かつ、長期損害保險契約等に係る損害保險料の金額が三千元未満である場合においては、二千元と長期損害保險契約等に係る損害保險料の金額との合計額) 二、その者の支払つた損害保險料の金額のうち、に長期損害保險契約等に係るものがない場合、二千元 前項に規定する損害保險契約等とは、左に掲げる契約をいう。

第三条 昭和三十九年分の所得税については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとす
る。

第十一條の十第一項第一号 イ 年齡十三歳以上の扶養親族 五万円 ロ 年齡十三歳未満の扶養親族 四万円	第十一條の十第一項第二号 年齡十三歳以上の扶養親族があるときは、そのうちの一人とする。	1 年齡十三歳以上の扶養親族 五万円 2 年齡十三歳未満の扶養親族 四万円	第十一條の十第二項第一号 これらの者が扶養親族とする者のうちに年齡十三歳以上の者があるときは、その者を自己の扶養親族とする者に限る。	第十一條の十第四項 十三歳以上	第十二條 毎年	第四十條第二項第二号 別表第六の附表
イ 年齡十五歳以上の扶養親族 五万円 ロ 年齡十四歳又は十三歳の扶養親族 四万六千三百万円 ハ 年齡十三歳未満の扶養親族 三万八千八百円	年齡十五歳以上の扶養親族があるときは、そのうちの一人とし、年齡十五歳以上の扶養親族がなくかつ年齡十四歳又は十三歳の扶養親族があるときは、そのうちの一人とする。	1 年齡十五歳以上の扶養親族 五万円 2 年齡十四歳又は十三歳の扶養親族 四万六千三百円 3 年齡十三歳未満の扶養親族 三万八千八百円	これらの者が扶養親族とする者のうちに年齡十五歳以上の者があるときは、その者を自己の扶養親族とする者に限るものとし、これらの者が扶養親族とする者のうちに年齡十五歳以上の扶養親族がなくかつ年齡十四歳又は十三歳の扶養親族があるときは、その者を自己の扶養親族とする者に限るものとす。	十五歳以上、十四歳、十三歳又は十三歳未満	昭和三十九年	所得税法の一部を改正する法律 （昭和三十一年法律第 号）附則別表第二

別表第六の備考(3)	この表の附表	所産原油の二部を改正する法律 附則別表第二
20,000円		18,800円
10,000円		9,400円
35,000円		34,400円

別表第六の備考(4)	10,000円 5,000円	7,500円 3,800円
2,000円		1,500円
8,000円 3,000円		6,000円 2,300円

関税定率法等の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

第三条 関税暫定措置法(昭和三十
五年法律第三十六号)の一部を次
のように改正する。

第二条から第六条まで、第七条
第一項、第七条の二、第七条の
三、第七条の四第一項及び第七条
の五第一項中「昭和三十九年三月
三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改め、第七条の六第一項
中「昭和三十九年三月三十一日」を
「昭和四十年三月三十一日」に、
「昭和三十九年四月一日」を「昭和
三十九年四月一日」に、「昭和三十
九年四月一日」を「昭和三十九年
四月一日」に改め、同条第三項、第五項及び第六
項中「昭和三十八年度」を「昭和三十
九年度」に改め、第七条の七中
「昭和三十九年三月三十一日」を
「昭和四十年三月三十一日」に改
め、同条を第七条の九とし、第七
条の六の次に次の二条を加える。
(国産原油の購入に係る関税の
特別還付)
第七条の七 石油精製業を営む者
のうち政令で定めるもの(以下
「特別精製業者」という。)が、昭

和三十九年度において税関長の
承認を受けた事業場で関税納付
済みの原油(当該特別精製業者
が関税を納付したものに限り、)
を原料として関税定率法別表第
二七〇号に掲げる揮発油(ア
ンチノック剤を加えたものに限
る。)を製造するとともに、同年
度においてその事業の用に供す
るため国産原油を生産者のうち
政令で定めるものからその生産
に係る国産原油を購入し、これ
により輸入原油を購入する場合
に比し負担増加を被つたときは
は、政令で定めるところにより、
当該特別精製業者が製造し
た当該揮発油につき政令で定め
る率により算出した金額に相当
する関税を、当該負担増加の額
の限度において、その者に還付
する。

する税関に提出して、当該事項
につき確認を受けなければなら
ない。
(農薬用物品等製造用砂糖の減
税)
第七条の八 関税定率法別表第一
七〇一号の二の(イ)に掲げる砂糖
(以下「粗糖」という。)で、昭和
四十二年三月三十一日までに輸
入され、その輸入の許可の日か
ら一年以内において税関長の指
定する期間内に、税関長の承認
を受けた製造工場で次の各号の
一に掲げる物品の製造に使用さ
れ、かつ、当該物品の製造が終
了するものについては、政令で
定めるところにより、その関税
を一キログラムにつき二十円に
軽減する。

粗糖の数量について第一項の規
定により軽減した関税を、直ち
に徴収する。この場合において
は、第七条第三項ただし書の規
定を準用する。
一 第一項に規定する期間内に
同項に規定する製造を終えな
かつたとき(第十条第一項又は
第十二条の二第二項の規定
により関税を徴収するときを
除くものとし、前項において
準用する関税定率法第十三条
第五項の規定による届出をし
なかつたときを含む。当
該製造を終えず、又は届出を
しなかつた粗糖
二 第一項の規定により税関長
の承認を受けた製造工場以外
の場所と同項に規定する製造
を行ない、又は前項において
準用する関税定率法第十三条
第四項の規定に違反して当該
製造を行なつたとき。当該
製造に供した粗糖
前項の規定による関税の徴収
については、関税法第十条(担
保を提供した場合の充当又は徴
収)の規定の適用がある場合を
除き、国税徴収の例による。

2 別表に掲げる物品のうち、同
表において特定の用途に供する
ものであることを要件として、
当該物品に係る当該用途に供す
ることを要件としない税率より
も低い税率(以下「軽減税率」と
いう。)が定められているもので
政令で定めるものについて、軽
減税率の適用を受けようとする
者は、政令で定める手続をしな
ければならない。
第九条中「若しくは第七条の三
の規定により関税の免除を受け」
の下に「若しくは第七条の八第
一項の規定により関税の軽減を受
け」を加え、「若しくは関税定率法
別表の税率」を削り、「第七条第一
項の規定により関税の免除を受け
た物品については、同項」を「第七
条第一項の規定により関税の免除
を受け、又は第七条の八第一項の
規定により関税の軽減を受けた物
品については、これらの項」に、
「その免除を受け」を「その免除若
しくは軽減を受け」に改める。
第十条第一項第三号を削り、同
項第二号中「関税定率法別表の」を
「特定の用途に供することを要件
としない」に改め、同号を同項第
三号とし、同項第一号の次に次の
一号を加える。

（給食用脱脂粉乳の転用）

第十条の二 第三条の規定により
関税の免除を受けた脱脂粉乳
が、同条に規定する用途に適し
なくなつたことその他やむを得
ない理由により、関税定率法第
十三条第一項第一号（製造用原
料品の減税又は免税）に掲げる
用途に供するため譲渡される場

定率法第十三条第一項第一号の配合飼料の製造に使用するため同項の規定により関税の免除を受けて輸入された脱脂粉乳と、当該譲受をした者を同項の規定により関税の免除を受けて当該脱脂粉乳を輸入した者とみなして、関税定率法及び関税法を適用する。

第十一条第一項中「関税の還付をする場合」の下に、「第七条の八第一項の規定により関税を軽減した場合」を加え、「若しくは関税定率法別表の税率」を削り、同条第二項中「第七条の六に規定する関

「一号の税率の欄中「七〇%」を「五〇%」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改める。

同表第〇九〇一号、第一〇〇一号、第一〇〇三号及び第一〇〇六号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第一二〇一号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」において政令で定める日」に改め、同表第一二二〇号、第一二二三号及び第一二五〇号を削る。

昭和三十九年三月三十一日	昭和三十九年三月三十一日	昭和三十九年三月三十一日	昭和三十九年三月三十一日	昭和三十九年三月三十一日	昭和三十九年三月三十一日
--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

二 ガーナー
(1) 課税
を
(2) その

ムその他の
一〇〇日
月三十一日」を「昭

以

四 マンガン鉱

(1) マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の三九%をこえるもの

第五部 大蔵委員会會議録第十九号 昭和三十九年三月二十五日 【参議院】

(2) その他のもの イ 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの ロ その他のもの 無税 乾燥重量につき二〇〇円 昭和三十九年三月三十一日	(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの (2) その他のもの イ マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の三九%をこえるもの ロ その他のもの 無税 一二・五%乾燥重量につき二〇〇円 昭和四〇年三月三十一日	同表第二七二〇号中 一 石油(第三八四号に掲げるもの)に石油添加剤以外の物品を加えたもので、その物品の重量が水分を除いた全重量の五%に満たないものを含む。 二 揮発油 ロ その他のもののうち政令で定める石油化学製品製造用のもの 一 キロリットルにつき二五〇円 昭和四〇年三月三十一日 改め、同号及び同表第二七二四号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第二八〇五号及び第二八二八号を次のように改める。 二八〇五 アルカリ金属、アルカリ土類金属、希土類金属(イツトリウム及びスカンジウムを含む。)及び水銀 三 水銀
---	---	--

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの (2) その他のもの マゲネシウム、ストロンチウム又はバリウムの酸化、水酸化物及び過酸化物 二 その他のもの 無税 二五% 昭和四〇年三月三十一日	同表第二八一九号を削り、同表第二八二〇号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第二八二七号を削り、同表第二八二八号の税率の欄中「八〇円」を「七〇円」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第二八四二号及び第二八四九号を削り、同表第二八三五号の次に次のように加える。 二八五七 水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物(他の号に掲げるものを除く。) 一 水素化リチウム 一〇% 昭和四〇年三月三十一日	同表第二九〇八号を削り、同表第二九〇九号の次に次のように加える。 二九一一 炭化水素 三 芳香族炭化水素 四 その他のもの 無税 昭和四〇年三月三十一日 同表第二九一三 一 ケトン官能化合物 二 アルコール官能化合物 三 アルデヒド官能化合物 四 炭酸官能化合物 五 硝酸官能化合物 六 硫酸官能化合物 七 塩酸官能化合物 八 有機酸官能化合物 九 有機塩基官能化合物 一〇 有機金属化合物 一一 その他 無税 昭和四〇年三月三十一日 改め、同号及び同表第二九一四号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第二九一五号及び第二九一六号を次のように改める。 二九一五 アルカリ金属、アルカリ土類金属、希土類金属(イツトリウム及びスカンジウムを含む。)及び水銀 二九一六 水銀
--	---	---

同表第二九一六号を次のように改める。

二九一六	アルコール酸、アルデヒド酸、ケトン酸、フェノール酸その他の単一又は混成の酸素官能の酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化物、スルホン化物、ニトロ化合物及びニトロソ化合物	無税	昭和四〇年三月三十一日
二九一七	アルコール酸及びその誘導体	無税	昭和四〇年三月三十一日

同表第二九一六号の次に次のように加える。

二九二五	アミド官能化合物	無税	昭和四〇年三月三十一日
二九二六	その他のもののうち一・三・ジメチル・二・六・ジオキソ・四・アミノ・五・ホルミル・アミノピリミジン	無税	昭和四〇年三月三十一日

同表第二九二七号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第二九三一号を次のように改める。

二九三一	有機硫黄化合物	無税	昭和四〇年三月三十一日
二九三二	その他のもののうち次に掲げるもの	無税	昭和四〇年三月三十一日
二九三三	(1) 第三ドシルメルカプタン（合成ゴムを製造する際に使用するものに限る。）	無税	昭和四〇年三月三十一日
二九三四	(2) メチルメルカプタン	無税	昭和四〇年三月三十一日

同表第二九三五号を削り、同表第二九三一号の次に次のように加える。

二九三七	ラクトン、ラクタム、スルトン及びスルタム	無税	昭和四〇年三月三十一日
二九三八	その他のもののうちイブシロン・カプロラクタム	無税	昭和四〇年三月三十一日

同表第二九四二号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同号の次に次のように加える。

三〇一三	りん酸肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）のうち重過りん酸石灰（五酸化りんとして計算した）の含有量が水分を除いた全重量の三〇%以上のもので、昭和四〇年三月三十一日までに政令で定める日から昭和四一年三月三十一日までに輸入されるもの	無税	昭和四〇年三月三十一日
三〇一四	(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準として、政令で定める数量以内のもの	無税	昭和四〇年三月三十一日
三〇一五	(2) その他のもの	無税	昭和四〇年三月三十一日

同表第三二〇三号を削り、同表第三二〇五号を次のように改める。

三二〇五	有機の合成染料（顔料色素を含む。）合成ルミノホア及びけい光白色染料並びに天然染料	一〇%	昭和四〇年三月三十一日
三二〇六	建築染料	一〇%	昭和四〇年三月三十一日
三二〇七	その他のもののうち国産品と競合すると認められない染料として政令で定めるもの	一〇%	昭和四〇年三月三十一日
三二〇八	反応性染料のうち政令で定めるホット型のもの	一〇%	昭和四〇年三月三十一日

同表第三八一四号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第三九〇二号を削り、同表第三八一四号の次に次のように加える。

四四〇三	丸太（単に荒削りした丸太を含む。）	無税	昭和四〇年三月三十一日
四四〇四	一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの	無税	昭和四〇年三月三十一日
四四〇五	二 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの	無税	昭和四〇年三月三十一日
四四〇六	三 板、ひき割り、ひき角その他これらに類する製材（厚さが五ミリメートルをこえるものに限る。）	無税	昭和四〇年三月三十一日
四四〇七	一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの	無税	昭和四〇年三月三十一日
四四〇八	二 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの	無税	昭和四〇年三月三十一日
四四〇九	三 松属、もみ属（カリホルニヤレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）又はからまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）のうち欧州とうひのもの	無税	昭和四〇年三月三十一日

同表第四四〇五号を次のように改める。

四四一〇	一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの	無税	昭和四〇年三月三十一日
四四一一	二 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの	無税	昭和四〇年三月三十一日
四四一二	三 松属、もみ属（カリホルニヤレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）又はからまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）のうち欧州とうひのもの	無税	昭和四〇年三月三十一日

同表第四四一三号を次のように改める。

四四一三	一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの	無税	昭和四〇年三月三十一日
四四一四	二 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの	無税	昭和四〇年三月三十一日
四四一五	三 松属、もみ属（カリホルニヤレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）又はからまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）のうち欧州とうひのもの	無税	昭和四〇年三月三十一日

同表第四四一三号の次に次のように加える。

四八〇一	機械すきの紙及び板紙（セルロースウオッディングを含む。）		
二	印刷用紙、筆記用紙及び画用紙（一平方メートルの重量が三〇グラムをこえ、三〇〇グラム以下のものに限り。）		
(一)	新聞用紙（碎木パルプを含むものうち、一平方メートルの重量が五八グラム以下で、幅が八〇センチメートルをこえるロール状のものに限る。）	無税	昭和四〇年三月三十一日
同表第四八〇九号を次のように改める。			
四八〇九	建築用ボード（繊維素パルプその他の植物繊維から製造したものに限るものとし、樹脂、人造プラスチックその他の有機結合剤を用いてあるかどうかを問わない。）	二五%	昭和四〇年三月三十一日
同表五三〇六号から第五三〇八号まで及び第五三一一号を削り、同表第五八〇九号を次のように改める。			
五八〇九	チュールその他これに類する網地（模様編みの組織を有するものに限る。）並びにレース及びレース地のうちレース及びレース地	三五%	昭和四〇年三月三十一日
同表第五八一〇号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第六〇〇一号及び第六二〇三号を次のように改める。			
六〇〇一	メリヤス編物及びクロセ編物		
二	模様編みの組織を有するもの（三に掲げるものを除く。）のうちレース	三五%	昭和四〇年三月三十一日
六二〇三	包装用の袋		
三	その他のもののうちサイザル麻製のもの	二〇%	昭和四〇年三月三十一日
同表第六七〇二号及び第七一〇三号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第七三〇二号及び第七四〇一號を次のように改める。			
七三〇二	フェエロアロイ		
二	フェエロマンガ	一五%	昭和四〇年三月三十一日
四	フェエロニッケル	一五%	昭和四〇年三月三十一日
五	その他のもののうち次に掲げるもの		
(1)	フェエロモリブデン	一五%	昭和四〇年三月三十一日
(2)	フェエロタンングステン	一五%	昭和四〇年三月三十一日
七四〇一	銅のマット、塊及びびくず並びにセメントカッパー及び自然銅		

二塊	(一) 銅（合金を除く。）のもの		
イ	銅の含有量が全重量の九五%をこえるもの		
(二)	その他のもの		
(1)	当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税	昭和四〇年九月三〇日までに政令で定める日
(2)	その他のもの	一キロにつき三〇円	昭和四〇年三月三十一日
(一)	黄銅又は青銅のもの	一キロにつき三〇円	昭和四〇年三月三十一日
(二)	その他のもの	一キロにつき三〇円	昭和四〇年三月三十一日
同表第七五〇三号中			
二	はく、粉及びフレーク		
(一)	ニッケル（合金を除く。）のもの	一キロにつき三〇円	昭和四〇年三月三十一日
ロ	その他のもの	一キロにつき三〇円	昭和四〇年三月三十一日
「二 はく、粉及びフレーク」			
(一)	ニッケル（合金を除く。）のもの	無税	昭和四〇年三月三十一日
改め、同表第七五〇四号及び第七五〇五号を次のように改める。			
七五〇四	ニッケルの管、中空棒及びジョイント、エルボその他の管用継手		
一	ニッケル（合金を除く。）のもの	三〇%	昭和四〇年三月三十一日
二	ニッケル合金のもの（ニッケル銅合金の管及び中空棒のうちニッケルの含有量が全重量の六〇%以上で、七〇%以下のものを除く。）	二五%	昭和四〇年三月三十一日

七五〇五 電気めつき用のニッケル陽極

同表第七六〇一号の税率の欄中「一五%」を「一三%」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第七八〇一号の一を次のように改める。

一キロ
グラムにつき
三〇〇〇
昭和四〇年
三月三十一日

一塊

(一) 鉛(合金を除く)のもの
ロ その他

(1) 課税価格が一キログラムにつき五八
円以下のもの

(2) 課税価格が一キログラムにつき七
八円をこえるもの

(3) 課税価格が一キログラムにつき一〇
四円をこえるもの

同表第七九〇一号を次のように改める。

七九〇一

亜鉛の塊及びびくす

一塊

(一) 亜鉛(合金を除く)のもの
イ 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこ
えるもの

(1) 課税価格が一キログラムにつき七〇
円以下のもの

一キロ
グラムにつき
三〇〇〇
昭和四〇年
三月三十一日

一キロ
グラムにつき
三〇〇〇
昭和四〇年
三月三十一日

一キロ
グラムにつき
三〇〇〇
昭和四〇年
三月三十一日

(2) 課税価格が一キログラムにつき八
八円をこえるもの

(3) 課税価格が一キログラムにつき一
二円をこえるもの

同表第八〇〇一号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同号の次に次のように加える。

八一〇三 タンタル及びその製品
三 その他のもの(はくを除く)

同表第八一〇四号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第八四〇一号、第八四〇五号及び第八四一〇号を削り、同表第八一〇四号の次に次のように加える。

八四四五

金属加工機械(金属炭化物の加工機械を含むものとし、前号、第八四四九号又は第八四五〇号に掲げるものを除く)

一 工作機械

(一) ボール盤及び中ぐり盤

イ 横中ぐり盤(中ぐり主軸の直径が二〇
〇ミリメートルに満たないものに限
る)のうちのテーパーの位置決めを正逆
転減速運動により行なうもの

ロ 治具中ぐり盤(立型のものに限る)の
うち直径が一〇〇ミリメートル以上の
水平中ぐり軸を有するもの

(二) 研削盤

イ 内面研削盤(研削することができ、内
径が二〇〇ミリメートルに満たないも
のに限る)のうちの被加工物の孔の内
面のほかその孔軸に直角な端面又は底
面を自動的に研削することができるもの

ロ

平面研削盤(立型ロータリーテーブル
式のもの及び研削することができ、長
さが二〇〇ミリメートルに満たない長
いテーブル式のものに限る)のうち
砥石軸を二以上有する立型ロータリー
テーブル式のもの

一キロ
グラムにつき
二〇〇〇
昭和四〇年
三月三十一日

一キロ
グラムにつき
二〇〇〇
昭和四〇年
三月三十一日

一キロ
グラムにつき
二〇〇〇
昭和四〇年
三月三十一日

一五%
昭和四〇年
三月三十一日

一五%
昭和四〇年
三月三十一日

一五%
昭和四〇年
三月三十一日

一五%
昭和四〇年
三月三十一日

一五%
昭和四〇年
三月三十一日

(4) その他のもの
イ プロチ盤（引張力が三〇重量トンに満たないものに限り、そのうち連続して送られる被加工物を連続的に加工することのできるもの又は二個のプロチにより往復加工をすることができ

一五%

昭和四〇年
三月三十一日

同表第八四五二号を次のように改める。

八四五二

計算機及び会計機、金銭登録機その他これらに類する計算機を有する機械（電子計算機を含むものとし、次号に掲げるものを除く。）

一 電子計算機

(一) 計数型電子計算機（計算機本体、これと電気的に接続して動作する入力機、出力機、入出力機及び記憶並びに磁気テープコンバーター及び磁気テープリッダーに属するものとし、これらに附属する制御機を含む。）

(1)

計算機本体（カード式入力機、ラインプリンター及び磁気テープ式記憶機を使用することができ、そのうち、記憶容量が一六、〇〇〇字以上の磁気コア式内部記憶装置を有するものに限り、及びこれとともに輸入するものに限り、プリンター（印刷速度が毎分一、〇〇〇行をこえるものに限り、記録機（磁気テープ式で記録速度が毎秒一〇〇〇字をこえるもの又は磁気円板式のものに限り、並びにこれらに附属する制御機

無税

一五%

昭和四〇年
三月三十一日
昭和四〇年
三月三十一日

(2) その他のもの

同表第八四六一号、第八五〇一号及び第九〇一六号を削り、同表第九一〇一号の税率の欄中「六〇〇円」を「三〇〇円」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四一年三月三十一日」に改め、同表第九一〇七号の税率の欄中「五〇〇円」を「二五〇円」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四一年三月三十一日」に改め、同表第九一一号の税率の欄中「四〇〇円」を「二〇〇円」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四一年三月三十一日」に改める。

第五部

大蔵委員会會議録第十九号

昭和三十九年三月二十五日

〔参議院〕

昭和三十九年四月四日印刷

昭和三十九年四月六日發行

参議院事務局

印刷者 大藏省印刷局